

津市告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
4382	桜田町第13号線	津市桜田町20番26地先から 津市桜田町20番24地先まで	令和8年 4月1日
2626	野村78号線	津市久居野村町字八丁776番4地先から 津市久居野村町字八丁769番11地先まで	令和8年 4月1日
2627	東鷹跡22号線	津市久居東鷹跡町279番3地先から 津市久居東鷹跡町279番9地先まで	令和8年 4月1日
2628	本町3号線	津市久居本町1582番8地先から 津市久居本町1582番7地先まで	令和8年 4月1日
2629	川方里中28号線	津市川方町字里ノ内422番24地先から 津市川方町字里ノ内422番23地先まで	令和8年 4月1日
7552	みのりヶ丘32号線	津市一志町みのりヶ丘115番431地先から 津市一志町みのりヶ丘126番110地先まで	令和8年 4月1日
2661	一身田平野第15号線	津市一身田平野字平野504番地先から 津市一身田平野字北浦333番1地先まで	令和8年 4月1日
2662	一身田平野第16号線	津市一身田平野字平野531番2地先から 津市一身田平野字平野508番地先まで	令和8年 4月1日

1 2	新横山目細線	津市芸濃町椋本字殿町430地先から 津市芸濃町椋本字横山6781番地先まで	令和8年 4月1日
1 0 4 0	内多清水ヶ丘線	津市安濃町太田字南1986-1地先から 津市安濃町清水字北浦1367-1地先まで	令和8年 4月1日



一般国道163号

津市立新町小学校

三重県立津高等学校

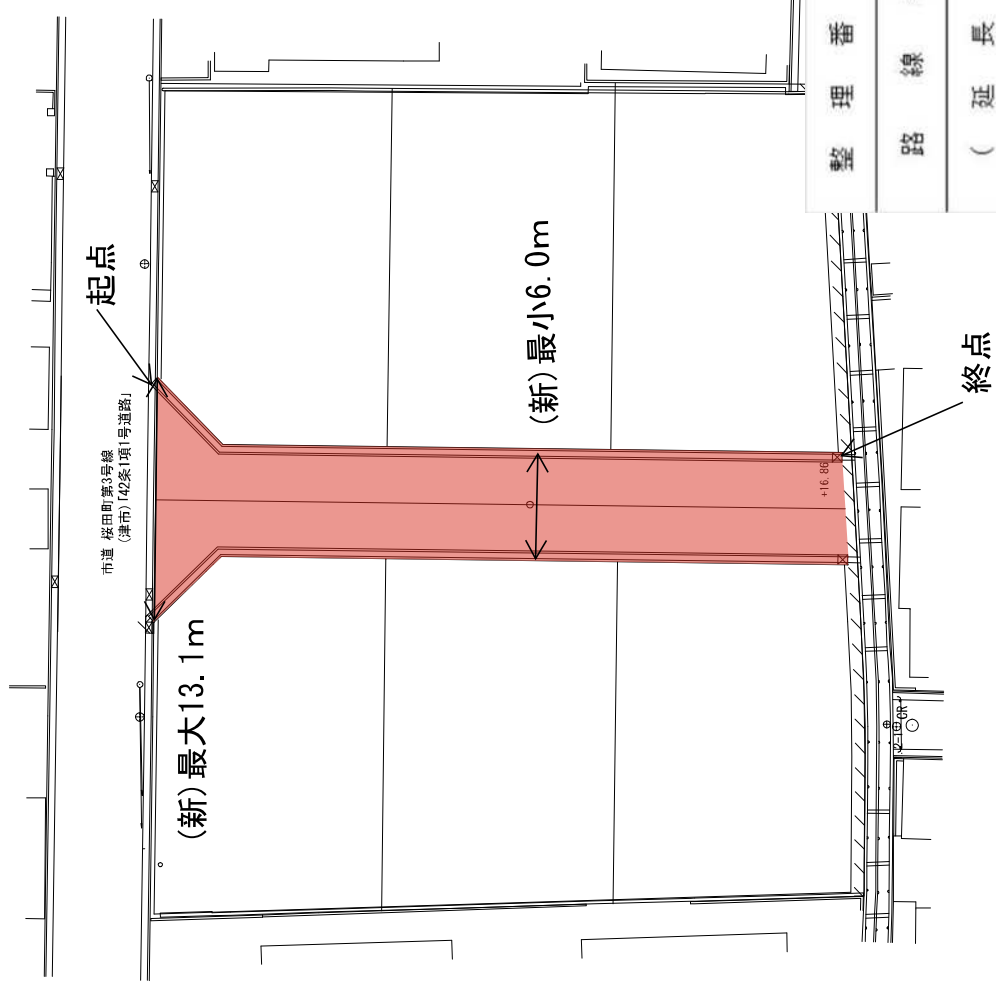
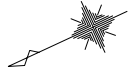
4382

凡例

起点 終点

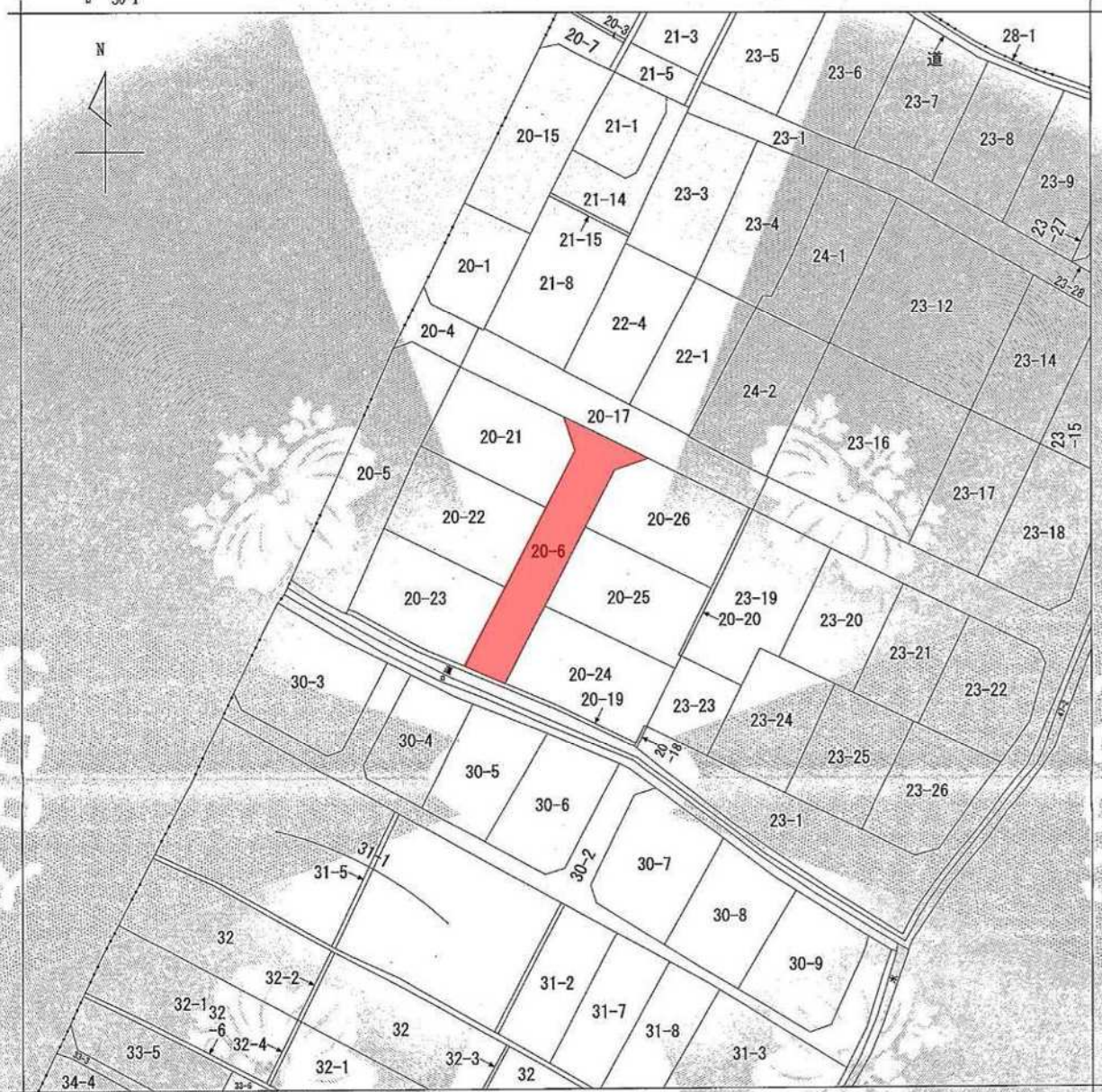
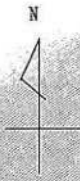


：開発区域



整理番号	4382
路線名	桜田町第13号線
(延長)	36.9m
(幅員)	6.0m~13.1m

1 20-9
B 30-1



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	津市桜田町		地番	20番6		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項	

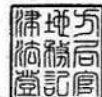
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

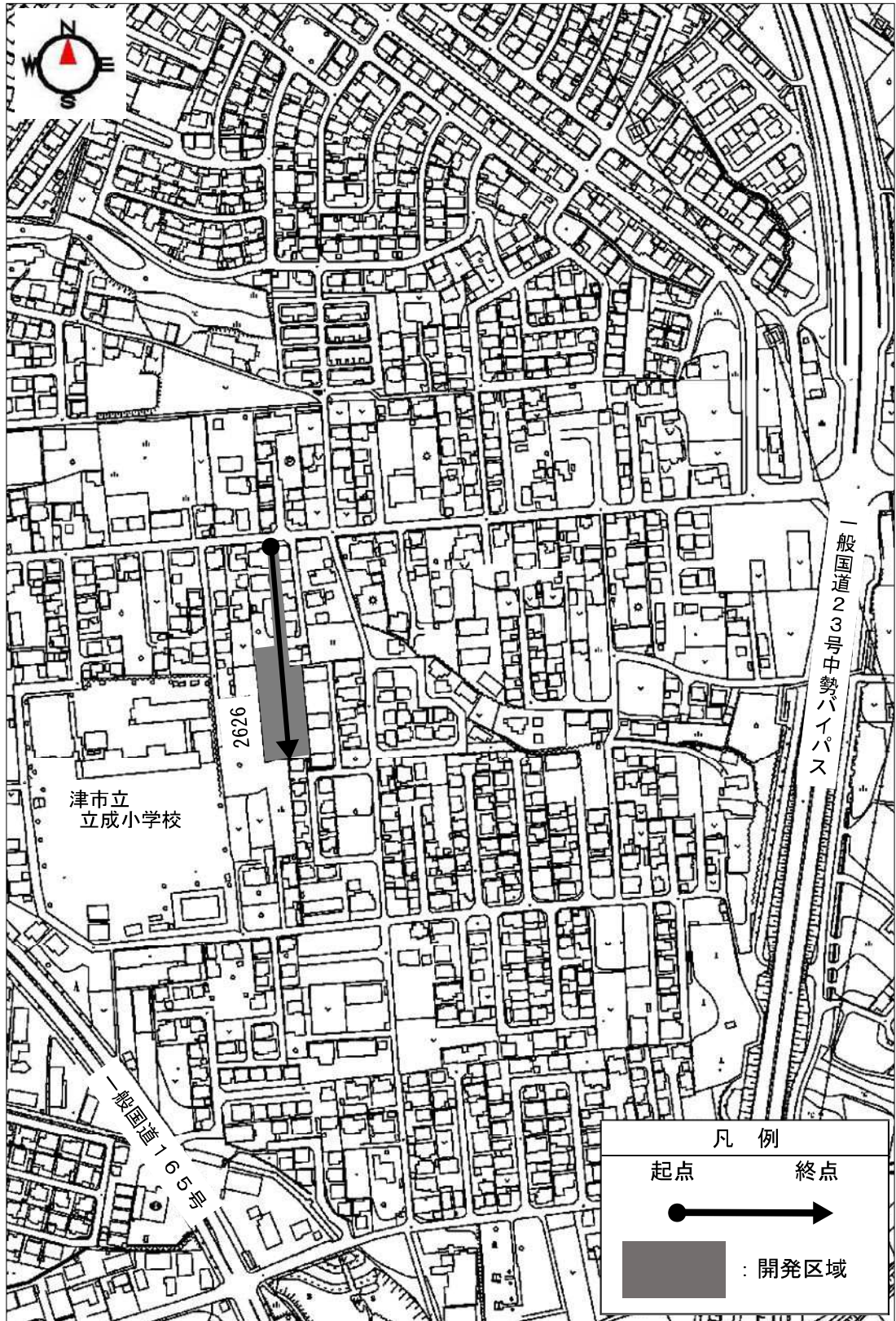
令和7年10月10日
津地方法務局

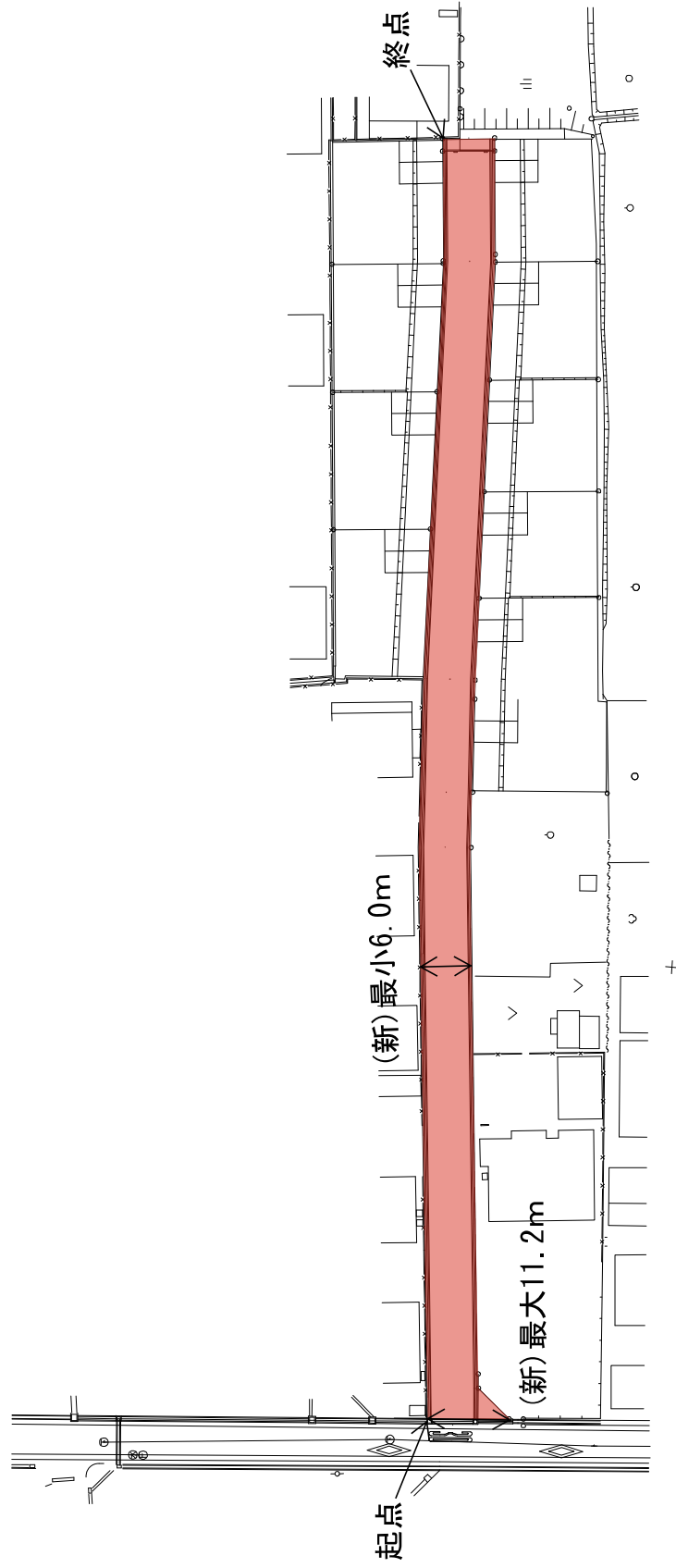
請求番号：3-1
(1/1)

登記官

中村文彦

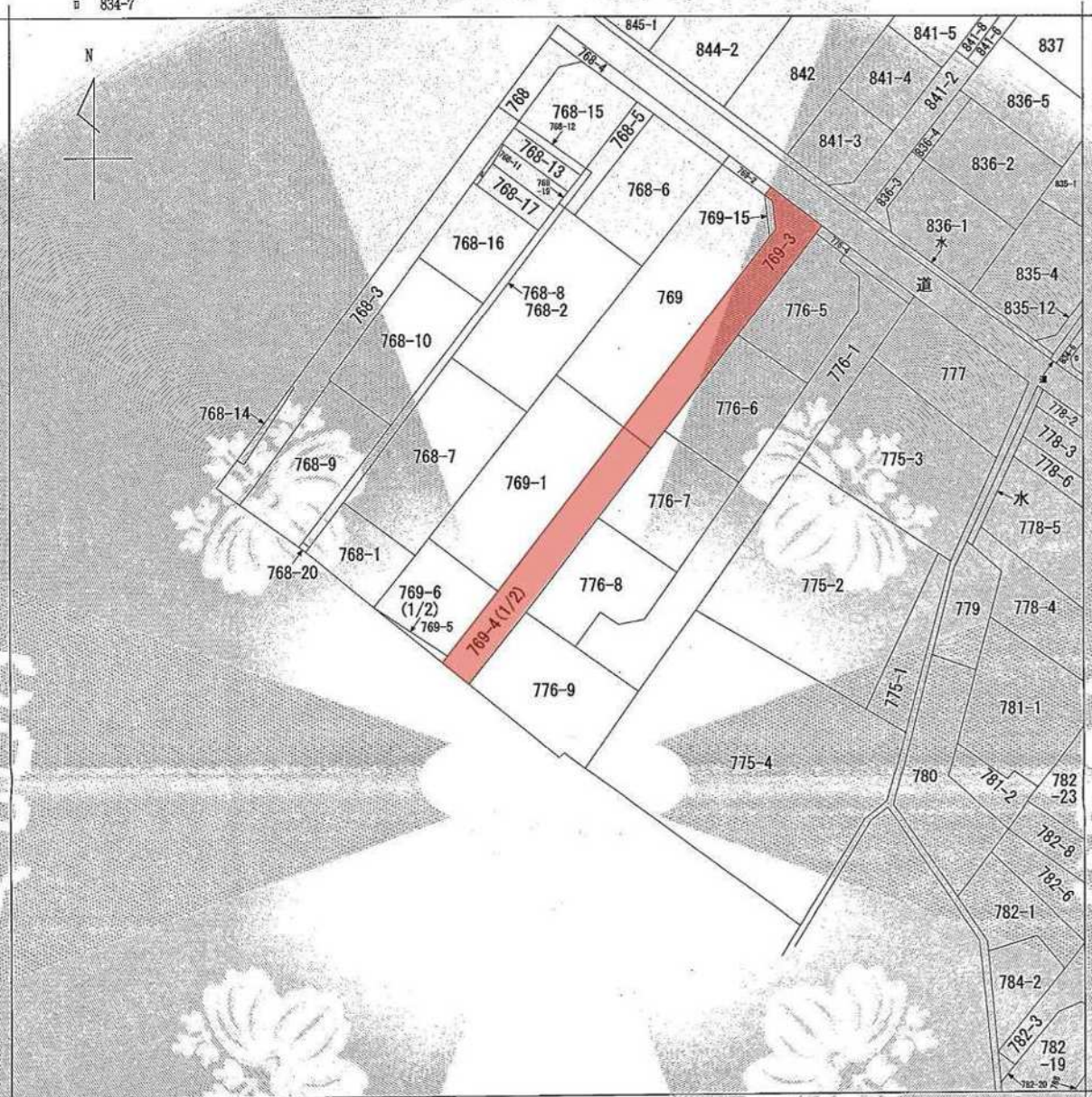






整理番号	2626
路線名	野村78号線
(延長)	148.9m
(幅員)	6.0m~11.2m

4 768-18
834-7



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	津市久居野村町字八丁		地番	769番4		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項	

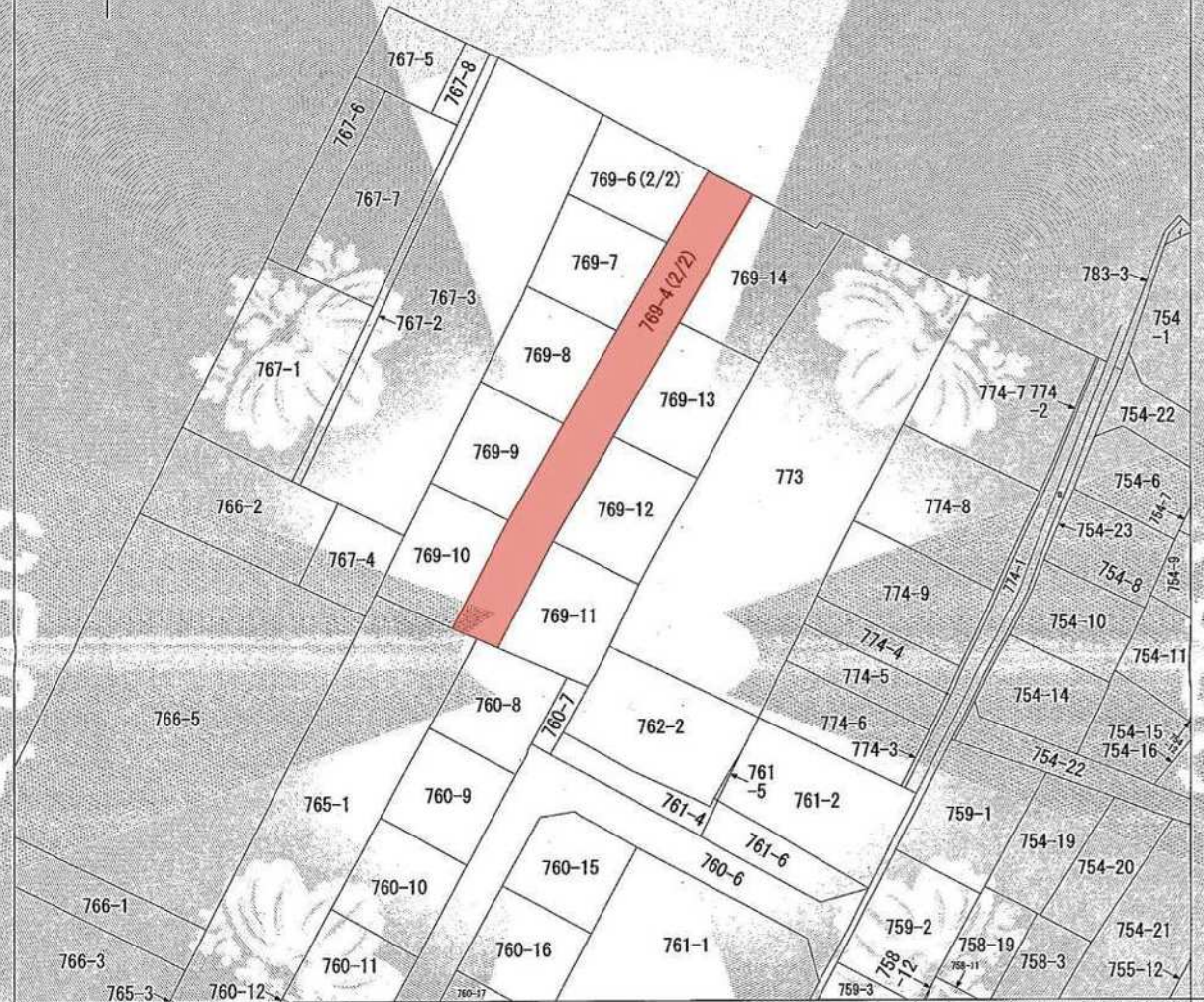
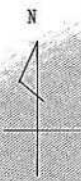
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(津地方務局管轄)

令和7年11月27日
津地方務局松阪支局
登記官



溝口和孝

請求番号: 23-1
(1/2)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	津市久居野村町字八丁		地番	769番4	
出縮	力尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面
作成年月日				備付年月日(原図)	補記事項	種類 旧土地台帳附属地図

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(津地方法務局管轄)

令和7年11月27日
津地方法務局松阪支局
登記官

請求番号：23-1
(2/2)

溝口和孝





主要地方道松阪久居線

津市久居老人福祉センター

2627

津市立誠之小学校

津市久居アルスプラザ

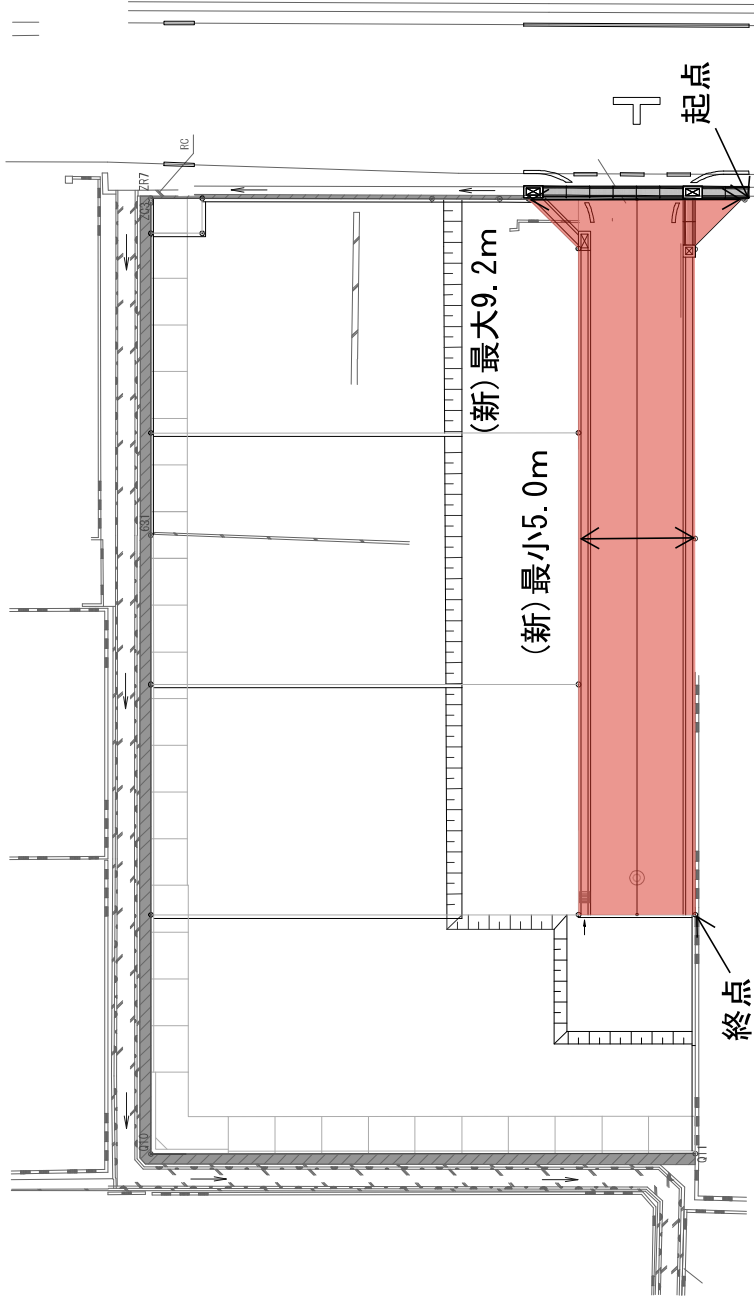
三重県立久居農林高等学校

凡例

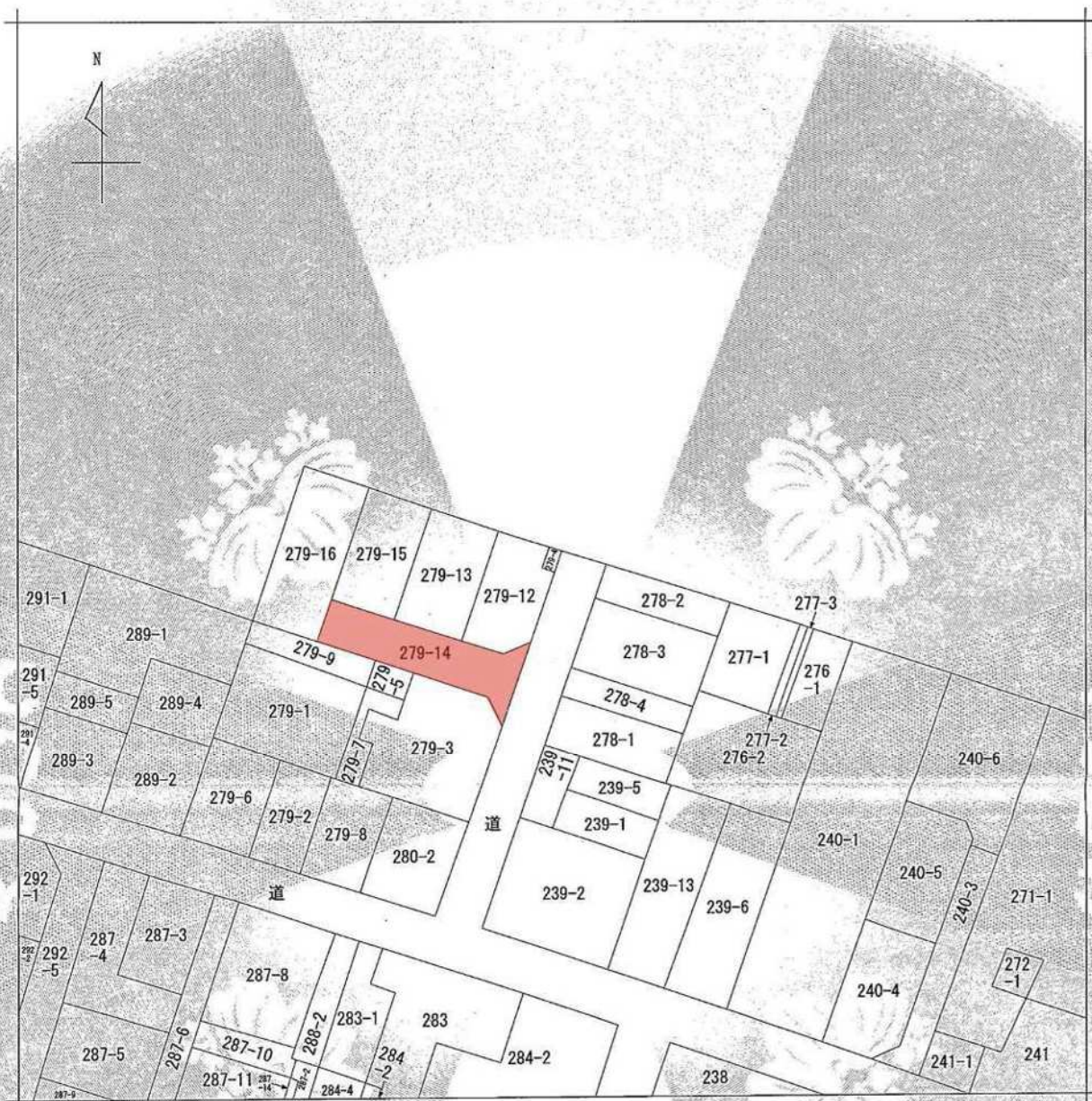
起点 終点



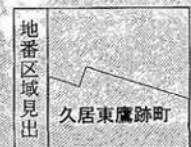
■ : 開発区域



整理番号	2627
路線名	東鷹跡2号線
(延長)	30.7m
(幅員)	5.0m~9.2m



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在		津市久居東鷹跡町		地番		279番4	
出力縮	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	備付年月日(原図)			補事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年10月21日
津地方務局

請求番号：50-1
(1/1)

登記官

中村文彦





津市久居公民館

2628

主要地方道茨城県久居町線

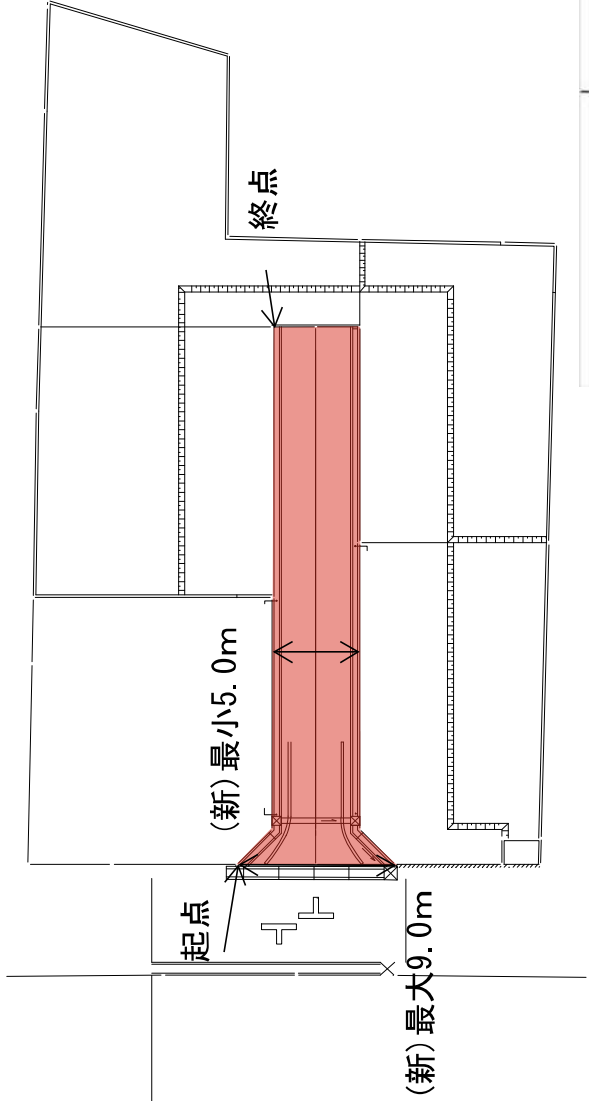
津市こべき保育園

凡例

起点 終点



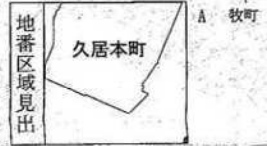
： 開発区域



整理番号	2628
路線名	本町3号線
(延長)	30.7m
(幅員)	5.0m~9.0m



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	津市久居本町			地番	1582番5		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項		

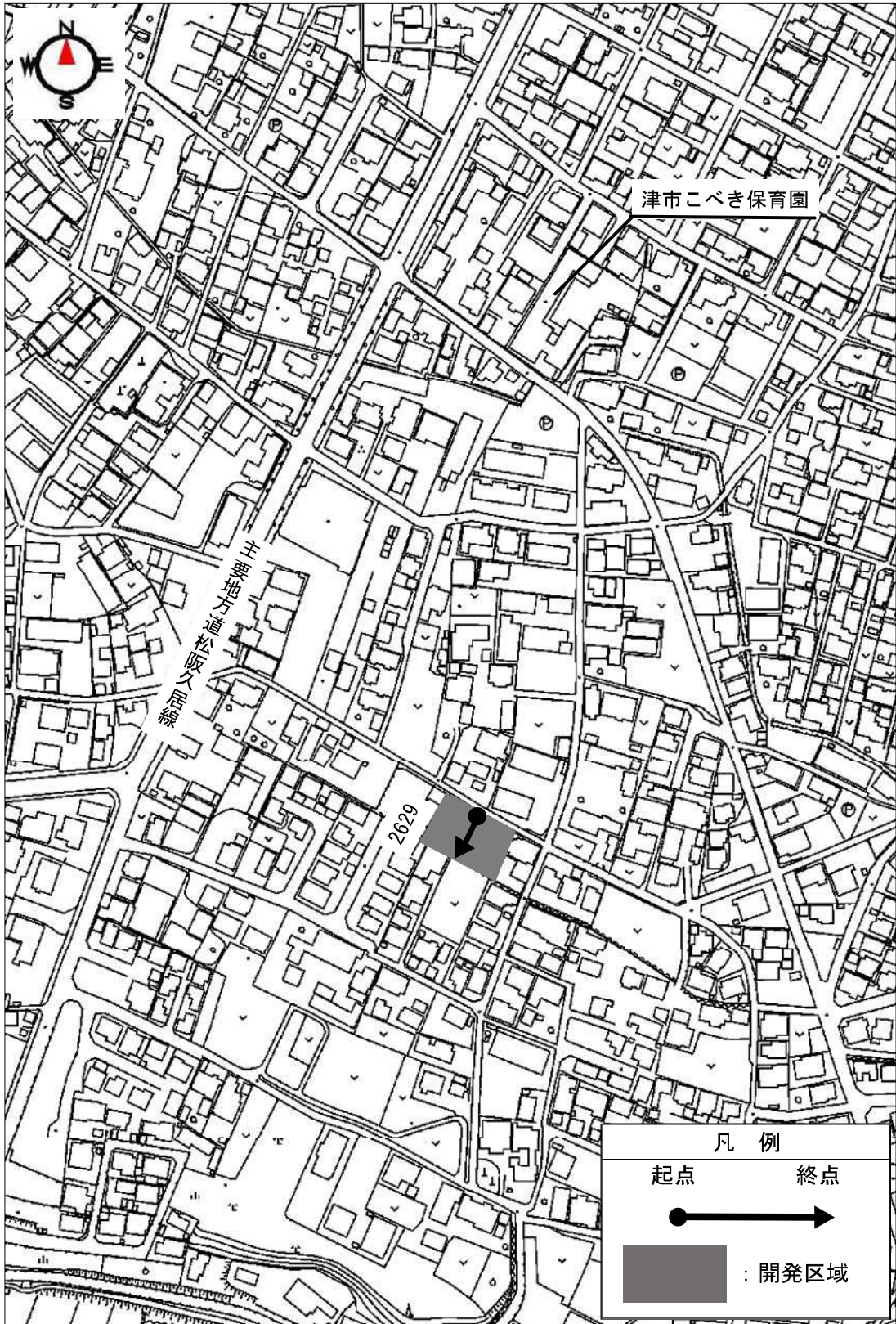
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(津地方法務局管轄)

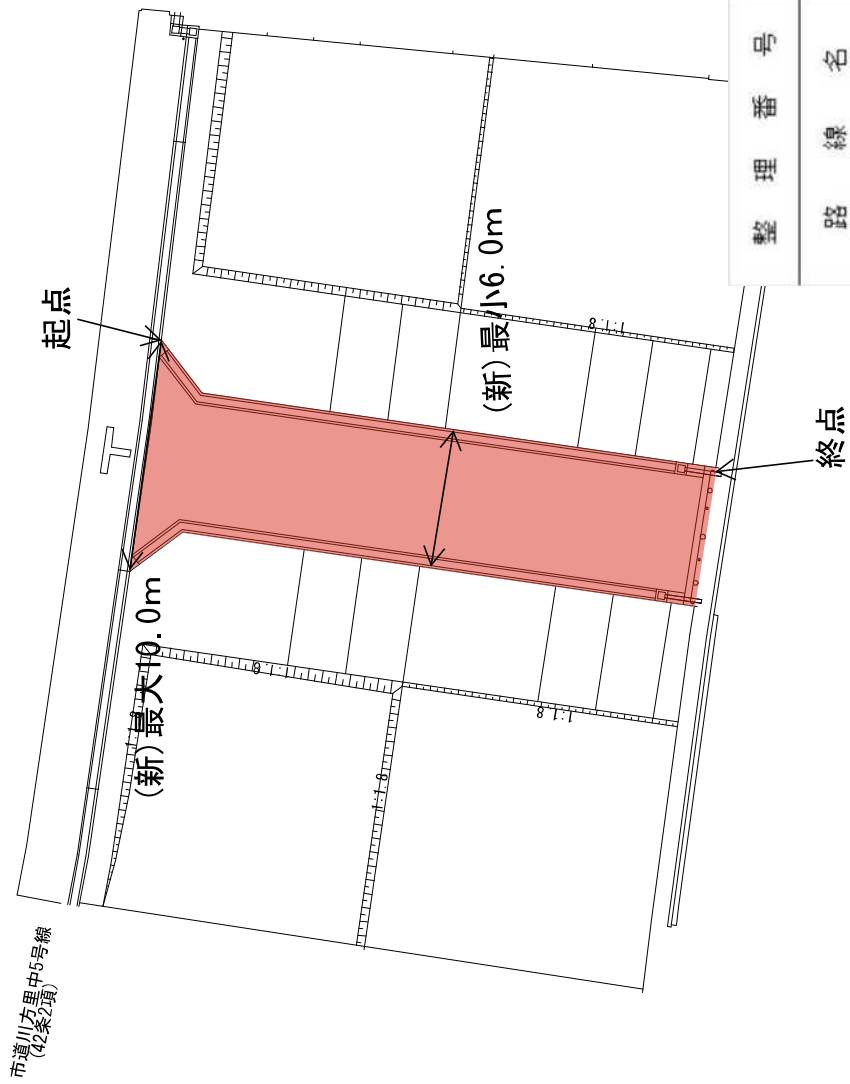
令和7年12月15日
津地方法務局四日市支局
登記官



東山匡

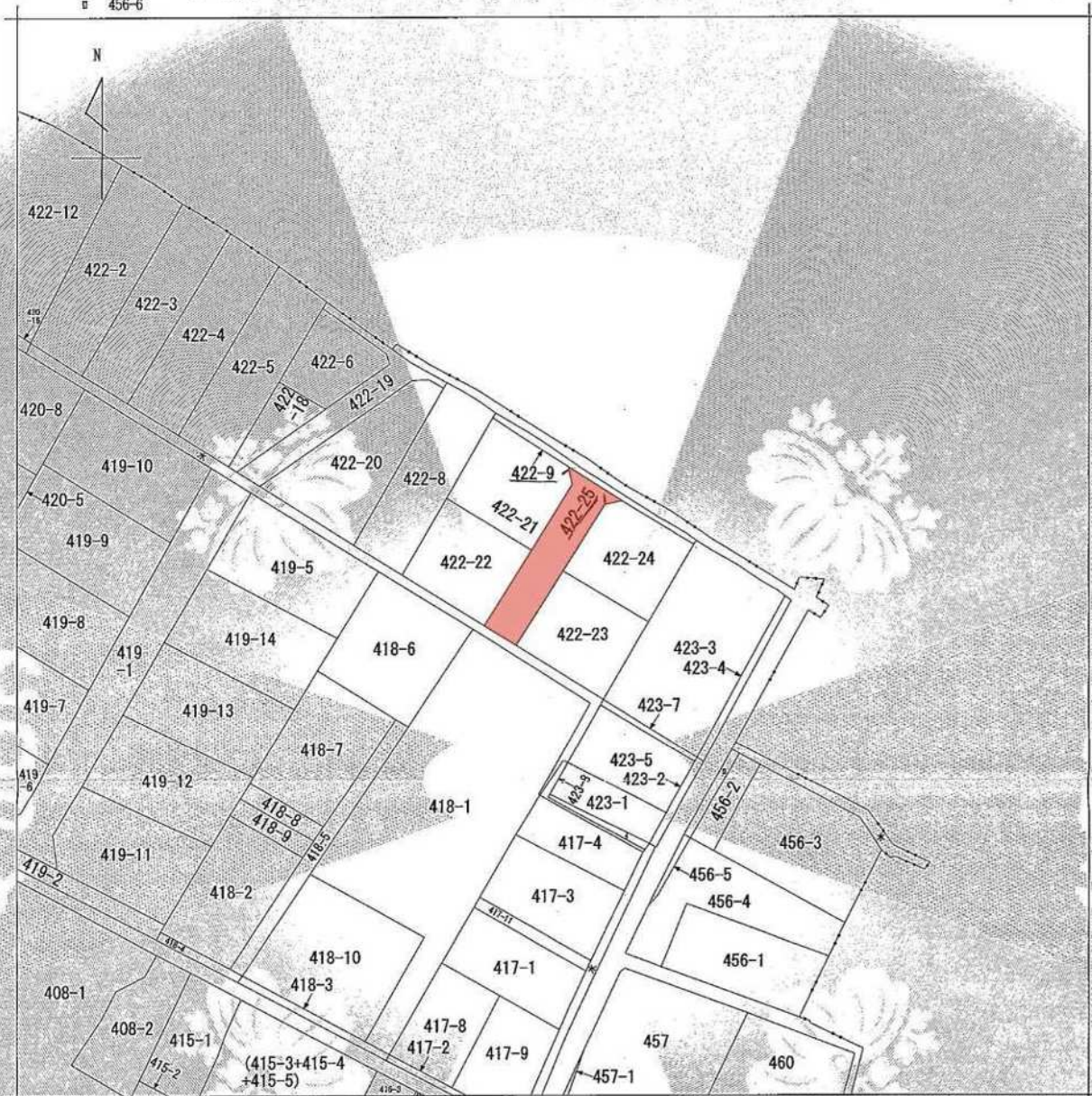
請求番号: 23-2
(1/1)





整理番号	2629
路線名	川方里中28号線
(延長)	24.3m
(幅員)	6.0m~10.0m

423-9 416-1
456-6



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	津市川方町字里ノ内			地番	422番25	
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	備付年月日(原図)			補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

令和7年9月30日

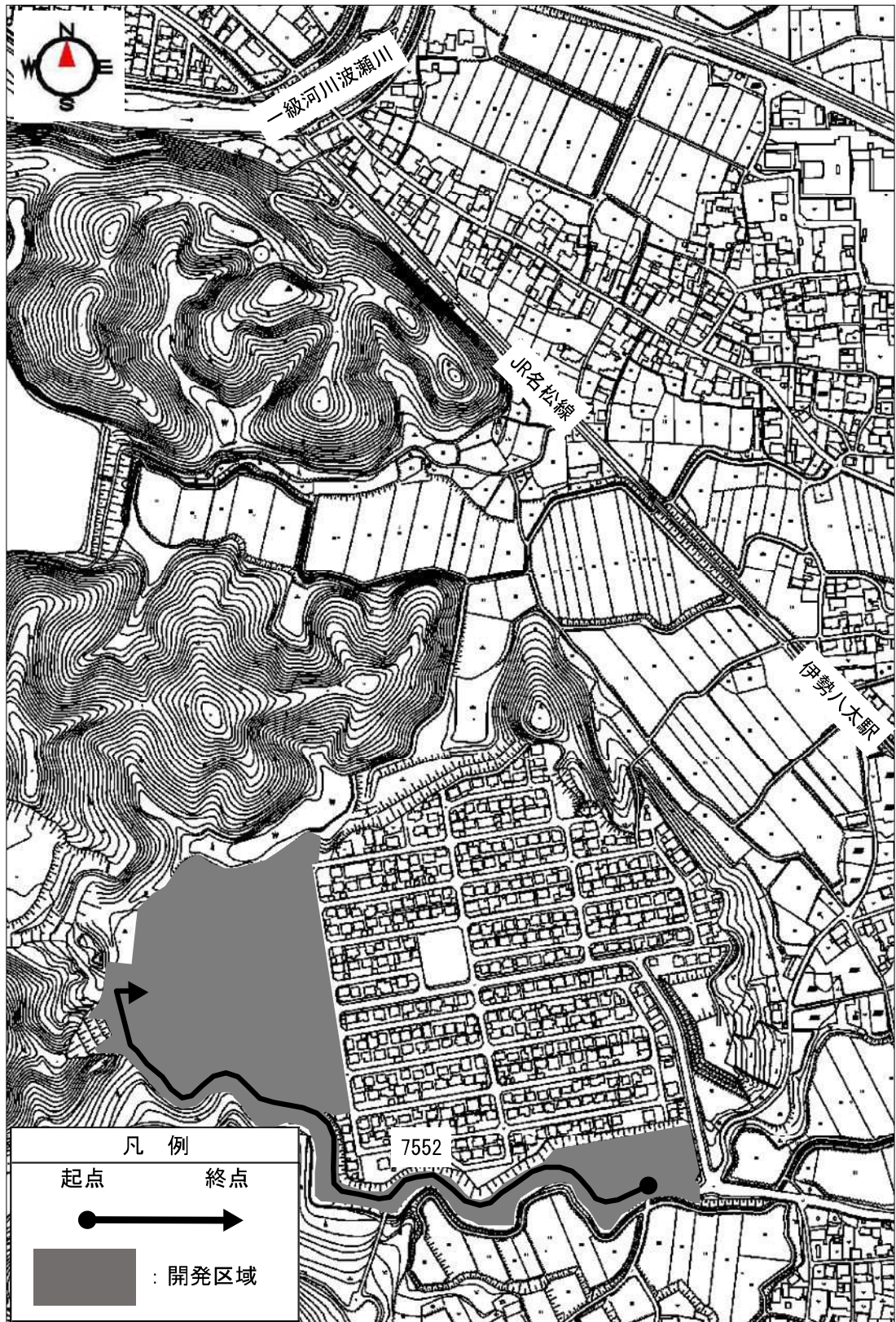
津地方法務局松阪支局

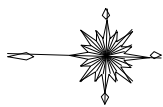
地図整理番号：M13047

登記官

溝口和孝

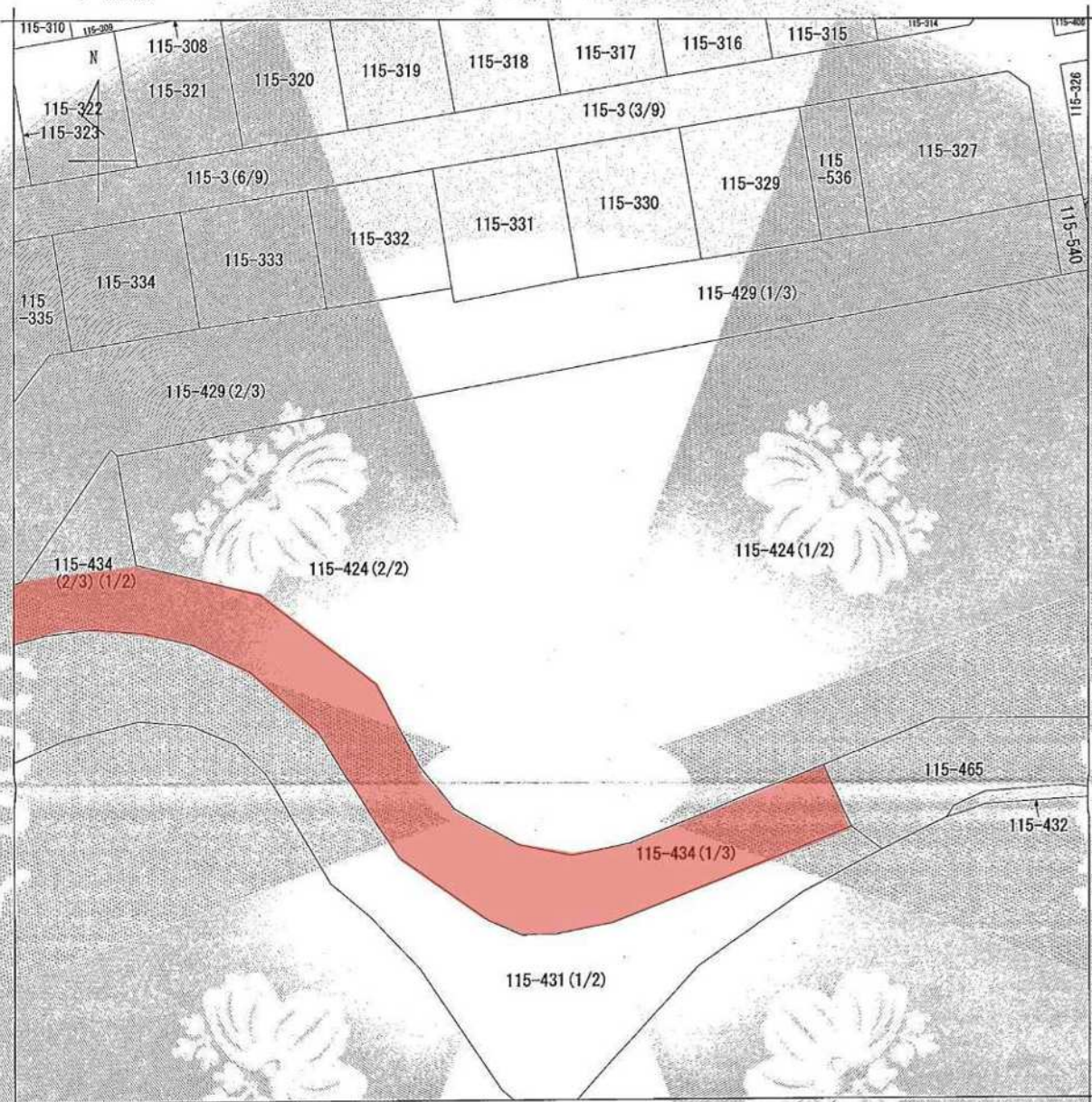




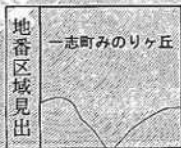


整理番号	7552
路線名	みのりヶ丘32号線
(延長)	713.4m
(幅員)	6.5m~9.0m

イ 115-539



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	津市一志町のりヶ丘		地番	115番434		
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	平成13年8月9日		備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

令和7年10月7日

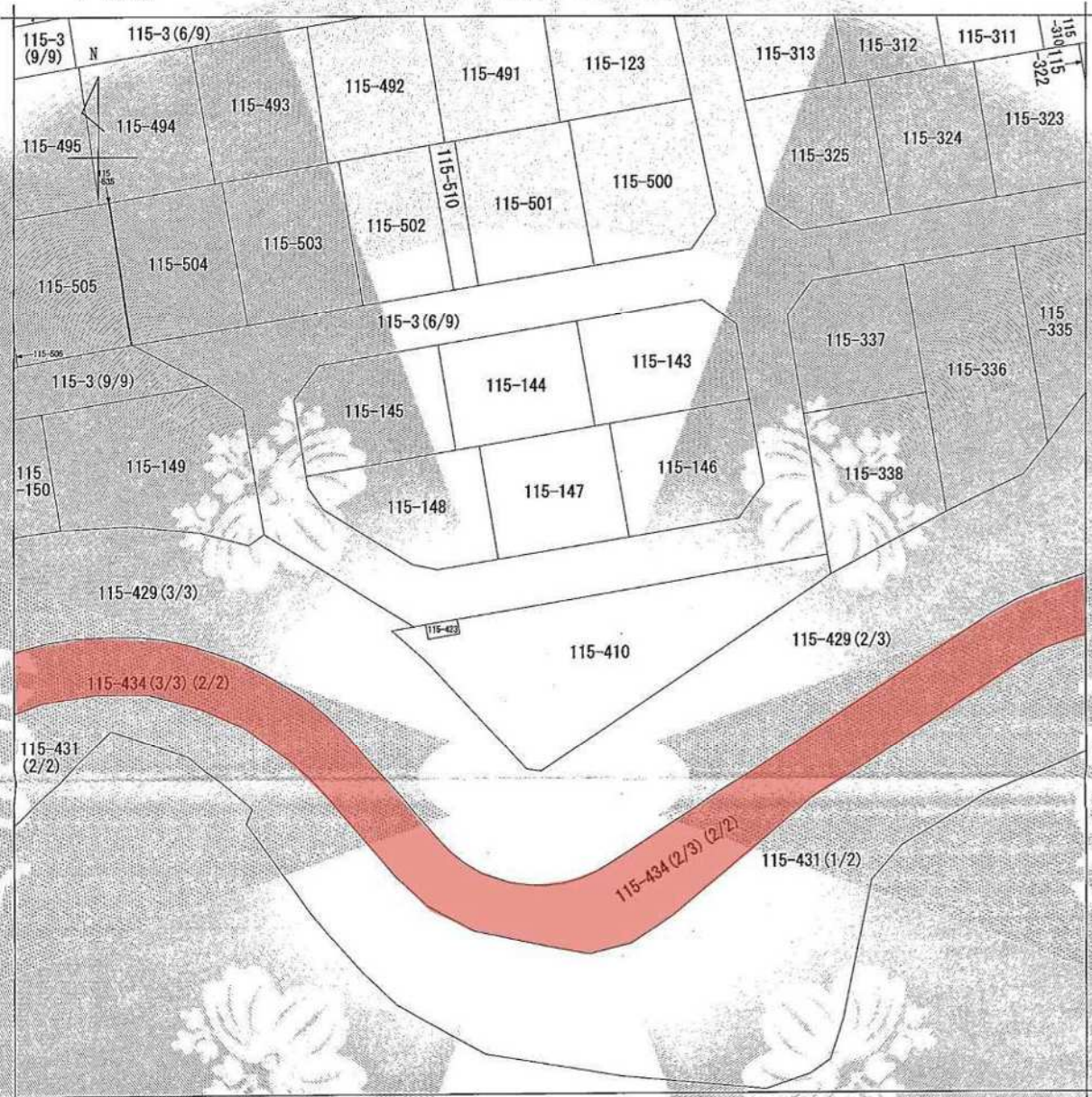
津地方法務局松阪支局

地図整理番号：M13070

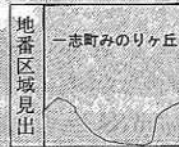
登記官

溝口和孝





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	津市 志町のリヶ丘		地番	115番434		
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	平成13年8月9日		備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(津地方務局管轄)

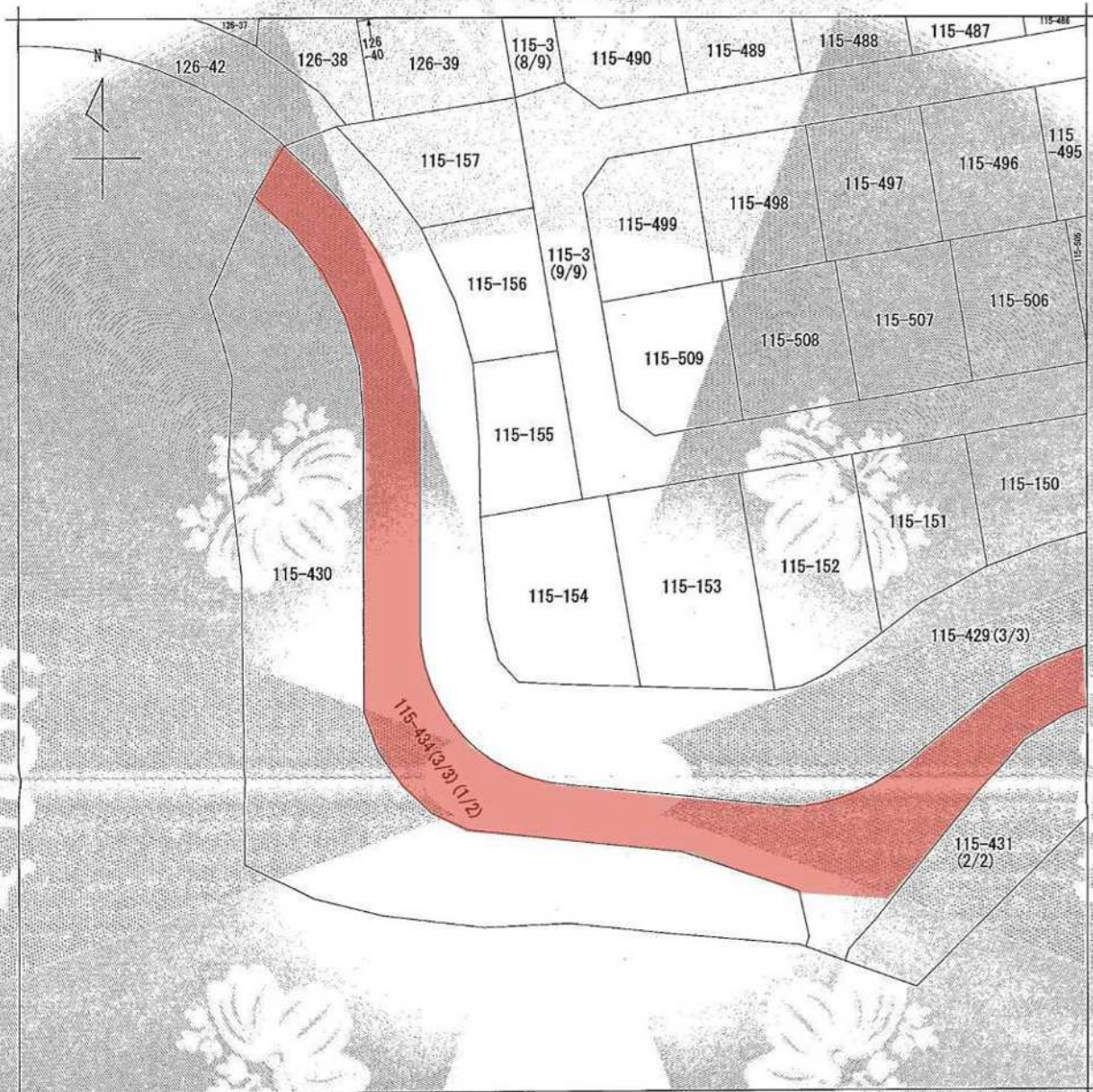
令和7年10月7日
津地方務局松阪支局

地図整理番号：M13070
(2/3)

登記官

溝口和孝





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	津市 志町のりヶ丘		地番	115番434		
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	平成13年8月9日		備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(津地方務局管轄)

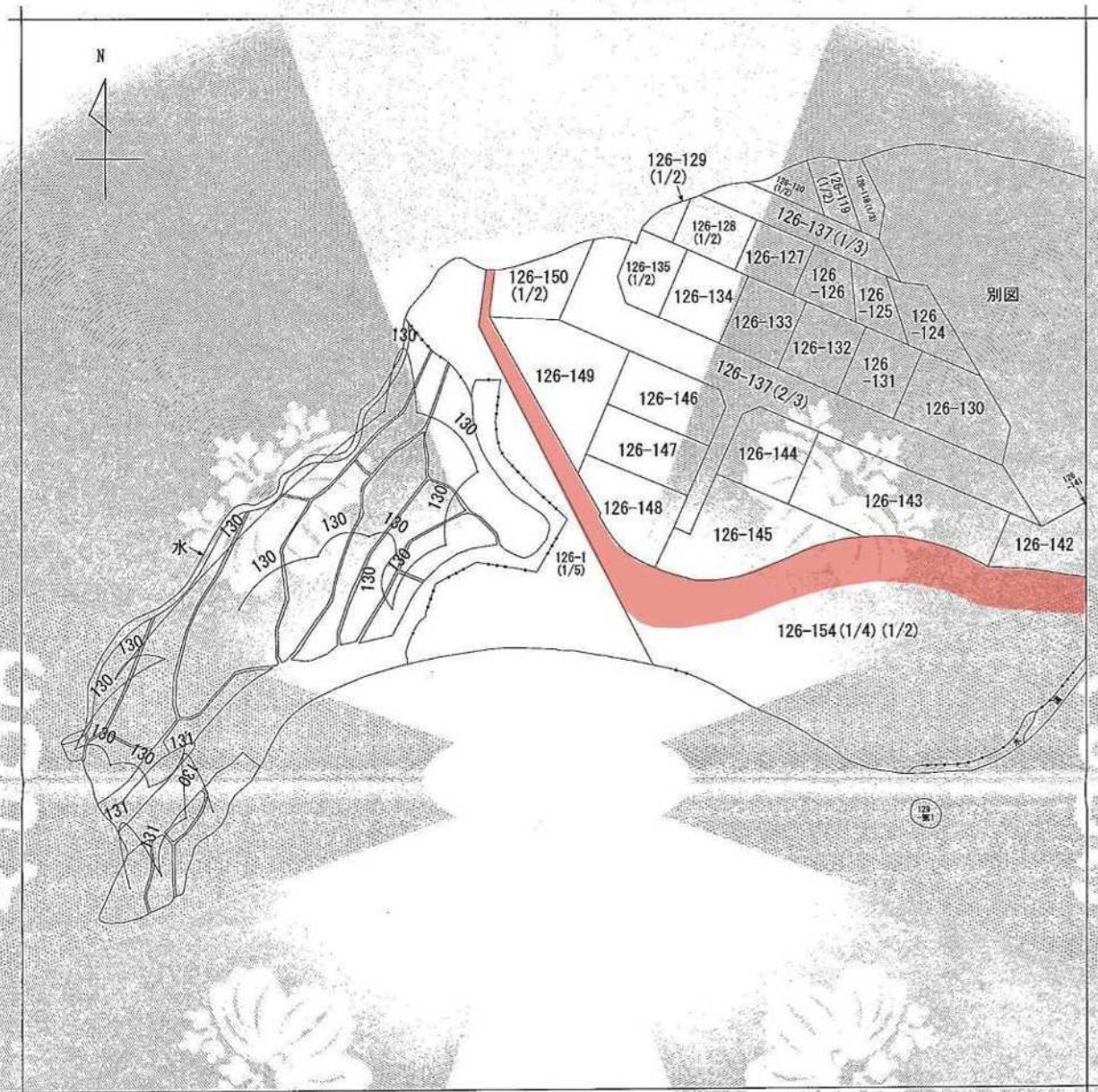
令和7年10月7日
津地方務局松阪支局

地図整理番号：M13070
(1/3)

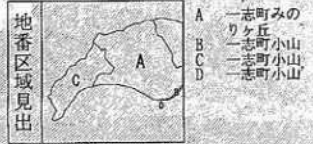
登記官

溝口和孝





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	津市一志町みのリヶ丘		地番	126番154	
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面
作成年月日				備付年月日(原図)	補記事項	
						種類 旧土地台帳附属地図

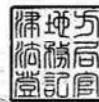
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

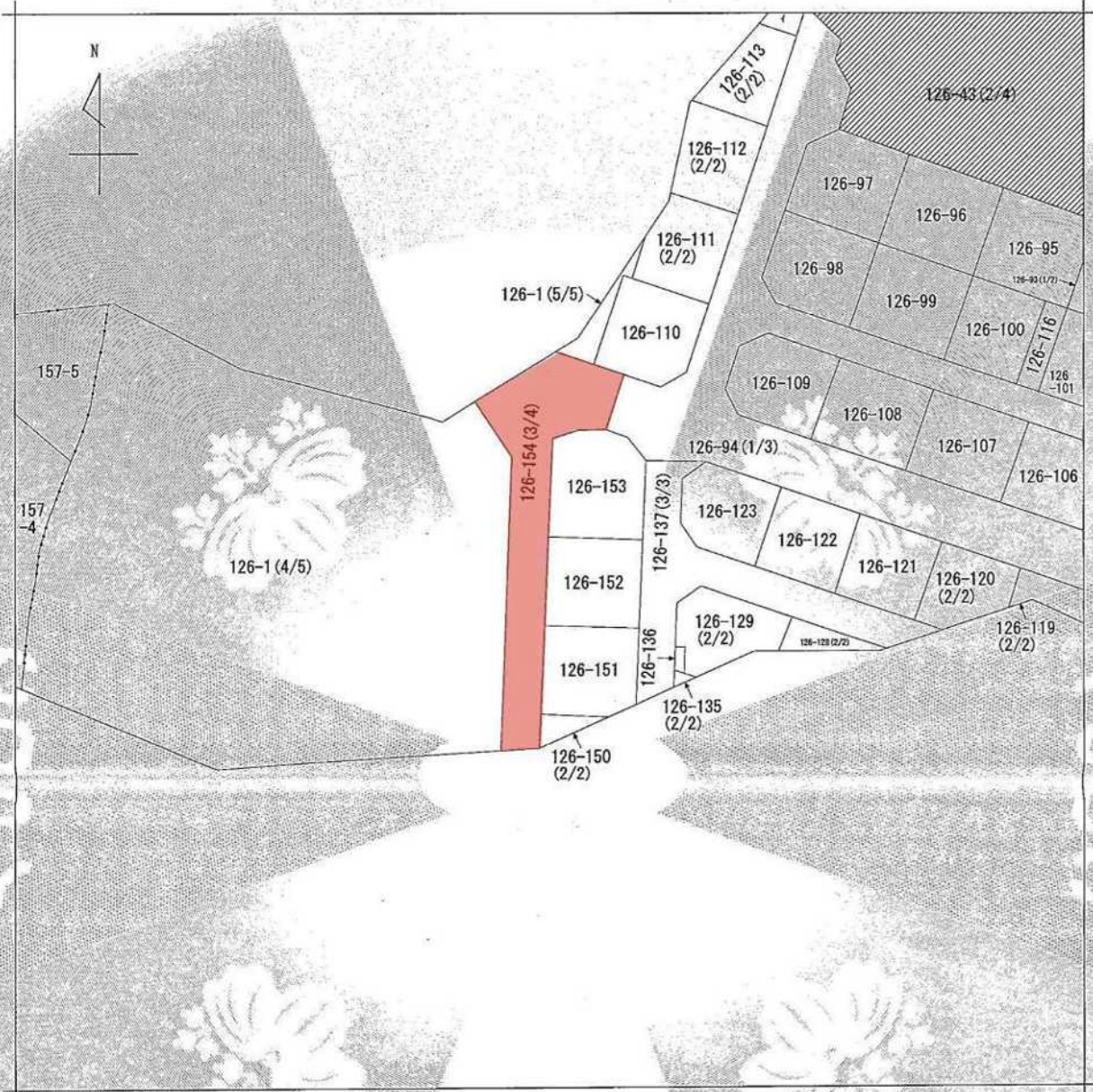
令和7年10月7日
津地方務局

地図整理番号：M14826
(1/5)

登記官

中村文彦





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
 (注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。



請求部	所在	津市志町のリヶ丘		地番	126番154		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)			補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年10月7日
 津地方務局

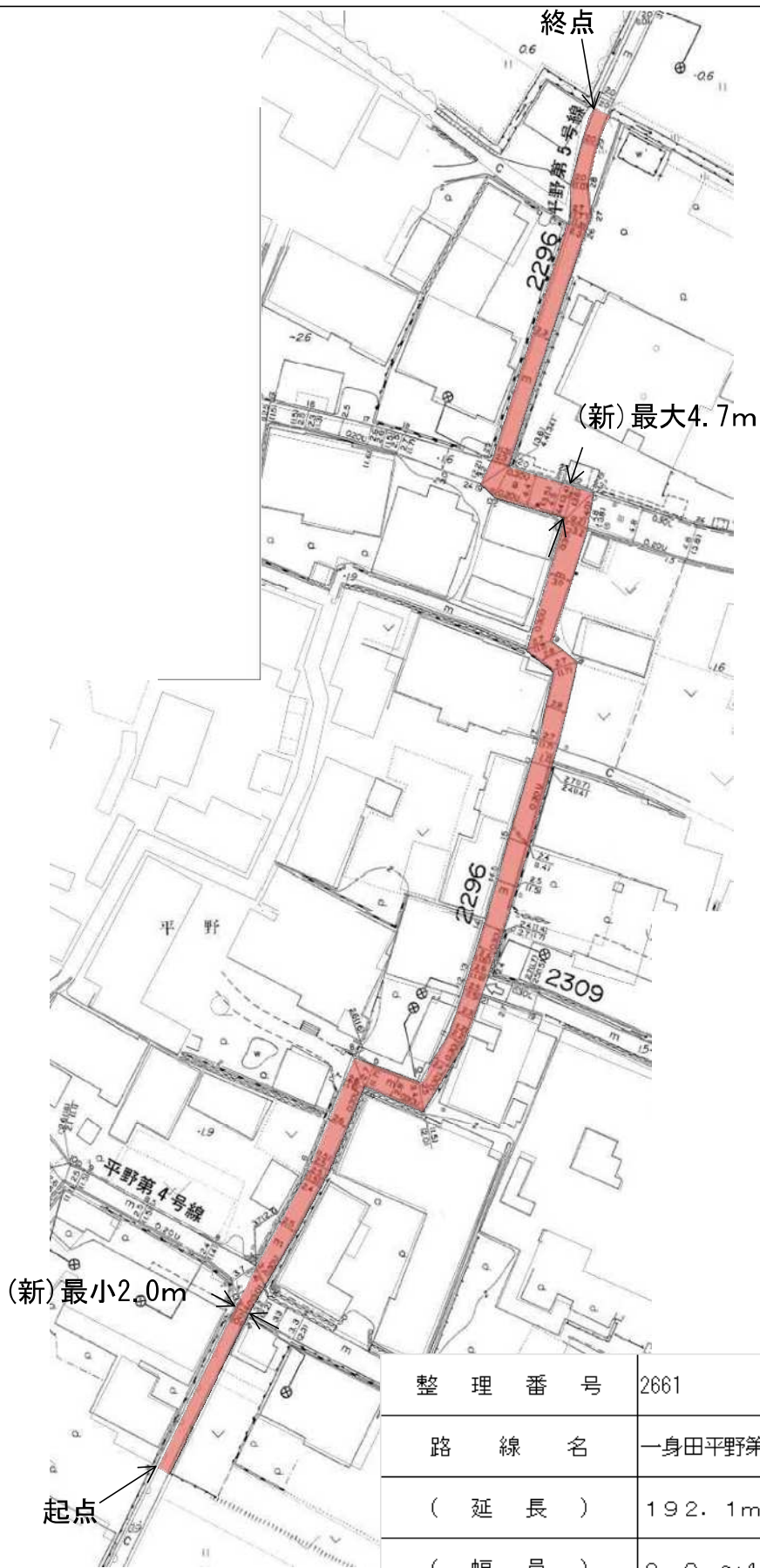
地図整理番号：M14826
 (3/5)

登記官

中村文彦



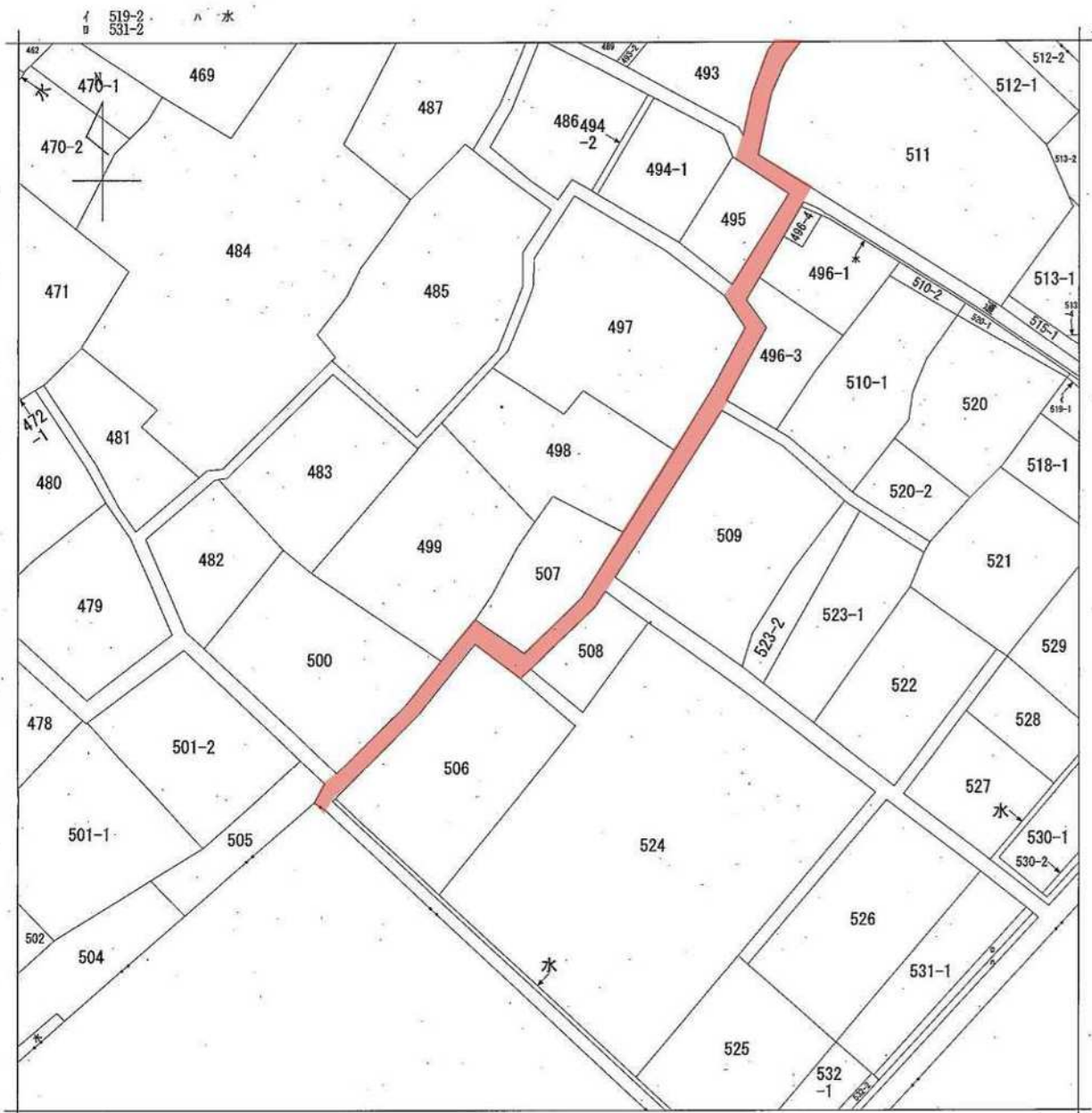




整理番号	2661
路線名	一身田平野第15号線
(延長)	192.1m
(幅員)	2.0m~4.7m

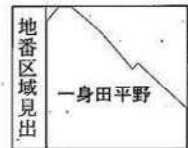
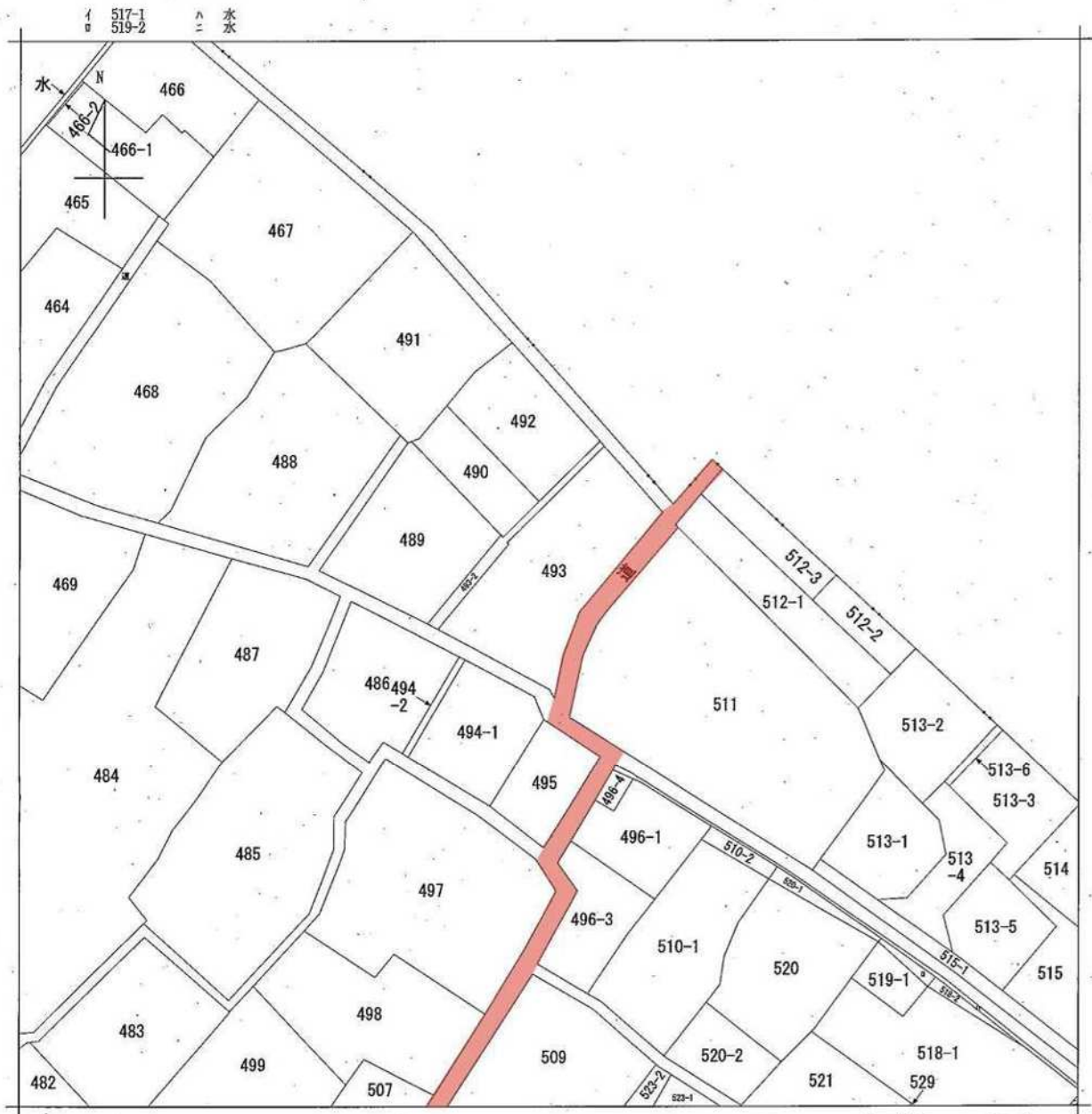


請求部分	所在 津市一身田平野字巽之角				地番	545番		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項	

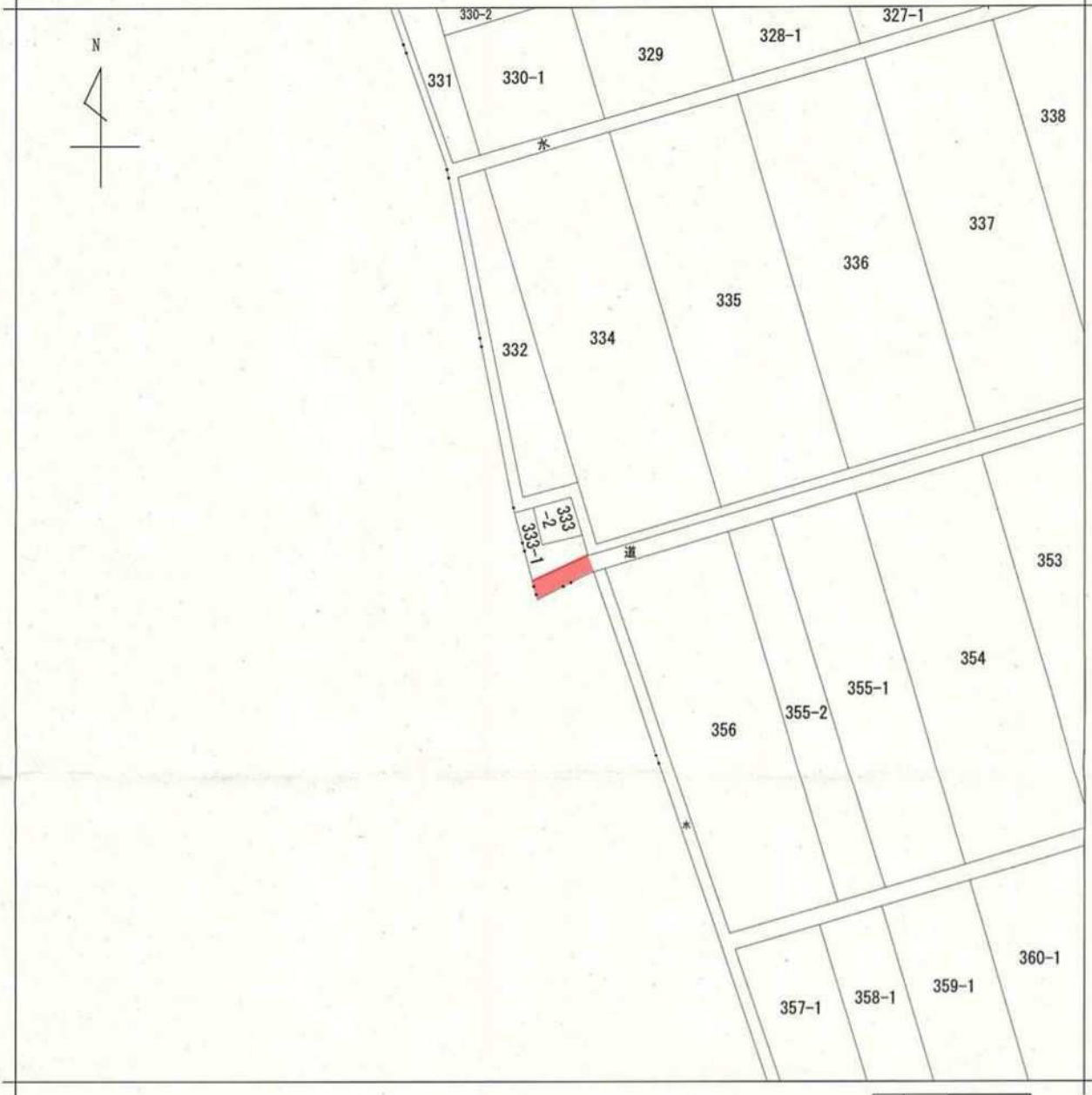


地番区域見出
一身田平野

請求部	所在	津市一身田平野字平野			地番	507番		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

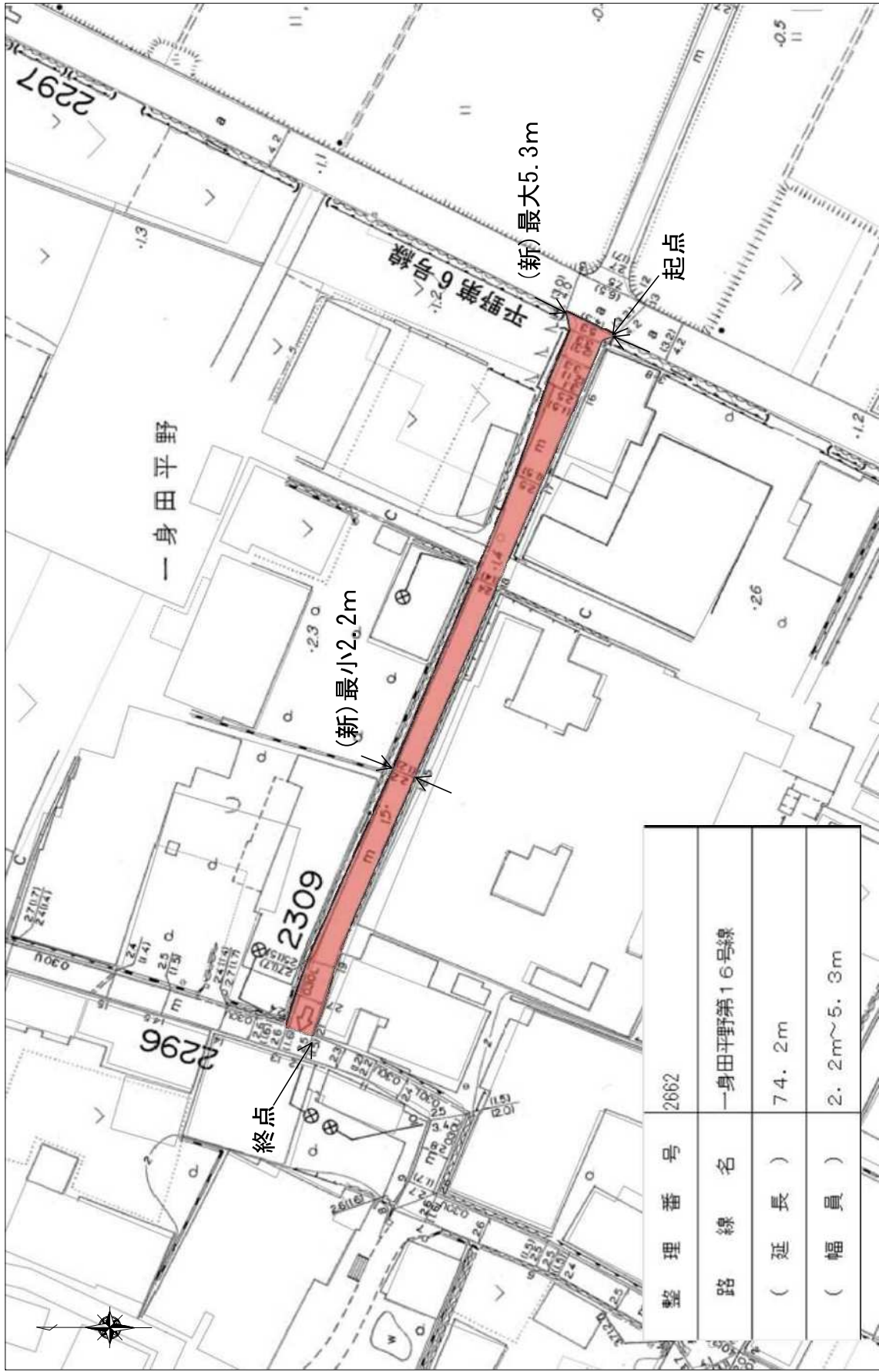


請求部	所在	津市一身田平野字平野			地番	493番		
出力縮	縮尺不明	精度分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

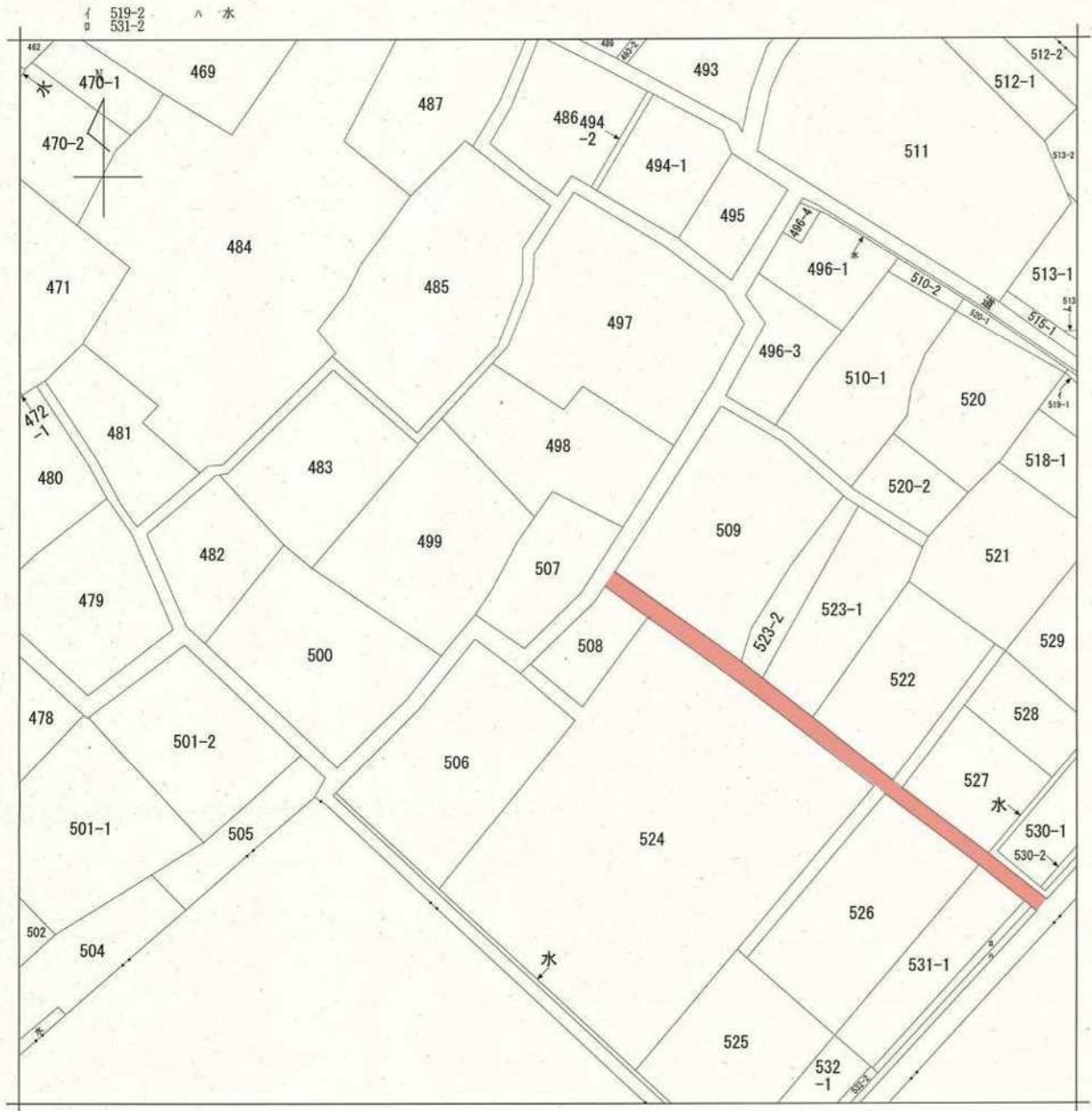


請求部分	所在	津市一身田平野字北浦				地番	333番1			
出力尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		



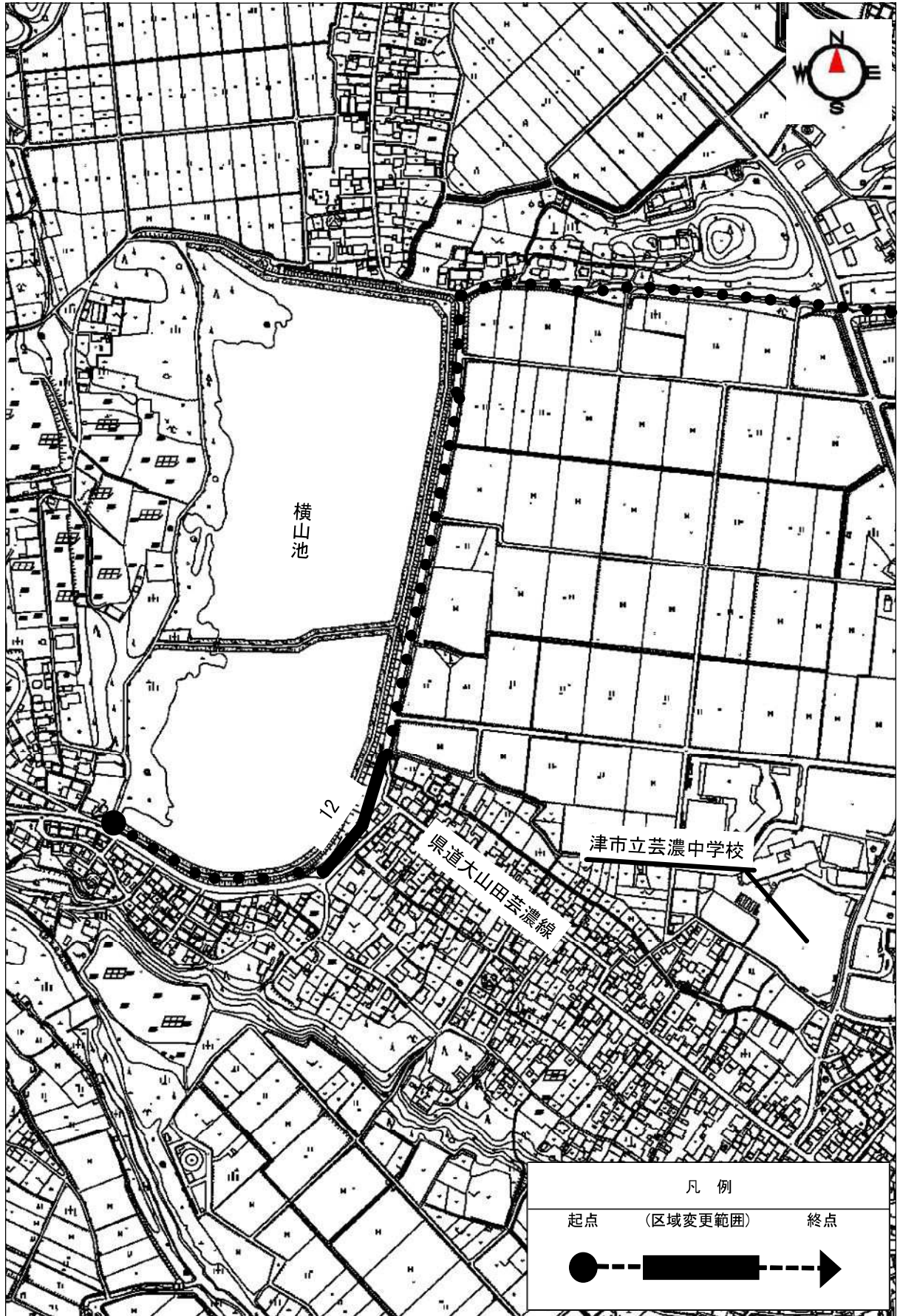


整理番号	2662
路線名	一身田平野第16号線
(延長)	74.2m
(幅員)	2.2m~5.3m



地番区域見出
一身田平野

請求部分	所在 津市一身田平野字平野				地番	507番	
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類 旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項



横山池

12

県道大山田芸濃線

津市立芸濃中学校

凡例

起点 (区域変更範囲) 終点



(南工区) 計画平面図

S=1:500

基準点座標一覧表

点番	X	Y
1	411066.00	38572.72
2	411066.00	38572.72
3	411066.00	38572.72
4	411066.00	38572.72
5	411066.00	38572.72
6	411066.00	38572.72
7	411066.00	38572.72
8	411066.00	38572.72
9	411066.00	38572.72
10	411066.00	38572.72
11	411066.00	38572.72
12	411066.00	38572.72
13	411066.00	38572.72
14	411066.00	38572.72
15	411066.00	38572.72
16	411066.00	38572.72
17	411066.00	38572.72
18	411066.00	38572.72
19	411066.00	38572.72
20	411066.00	38572.72

区画一覽表

区画番号	X	Y	面積
1	411066.00	38572.72	3857.27
2	411066.00	38572.72	3857.27
3	411066.00	38572.72	3857.27
4	411066.00	38572.72	3857.27
5	411066.00	38572.72	3857.27
6	411066.00	38572.72	3857.27
7	411066.00	38572.72	3857.27
8	411066.00	38572.72	3857.27
9	411066.00	38572.72	3857.27
10	411066.00	38572.72	3857.27
11	411066.00	38572.72	3857.27
12	411066.00	38572.72	3857.27
13	411066.00	38572.72	3857.27
14	411066.00	38572.72	3857.27
15	411066.00	38572.72	3857.27
16	411066.00	38572.72	3857.27
17	411066.00	38572.72	3857.27
18	411066.00	38572.72	3857.27
19	411066.00	38572.72	3857.27
20	411066.00	38572.72	3857.27

区画番号	X	Y	面積
1	411066.00	38572.72	3857.27
2	411066.00	38572.72	3857.27
3	411066.00	38572.72	3857.27
4	411066.00	38572.72	3857.27
5	411066.00	38572.72	3857.27
6	411066.00	38572.72	3857.27
7	411066.00	38572.72	3857.27
8	411066.00	38572.72	3857.27
9	411066.00	38572.72	3857.27
10	411066.00	38572.72	3857.27
11	411066.00	38572.72	3857.27
12	411066.00	38572.72	3857.27
13	411066.00	38572.72	3857.27
14	411066.00	38572.72	3857.27
15	411066.00	38572.72	3857.27
16	411066.00	38572.72	3857.27
17	411066.00	38572.72	3857.27
18	411066.00	38572.72	3857.27
19	411066.00	38572.72	3857.27
20	411066.00	38572.72	3857.27

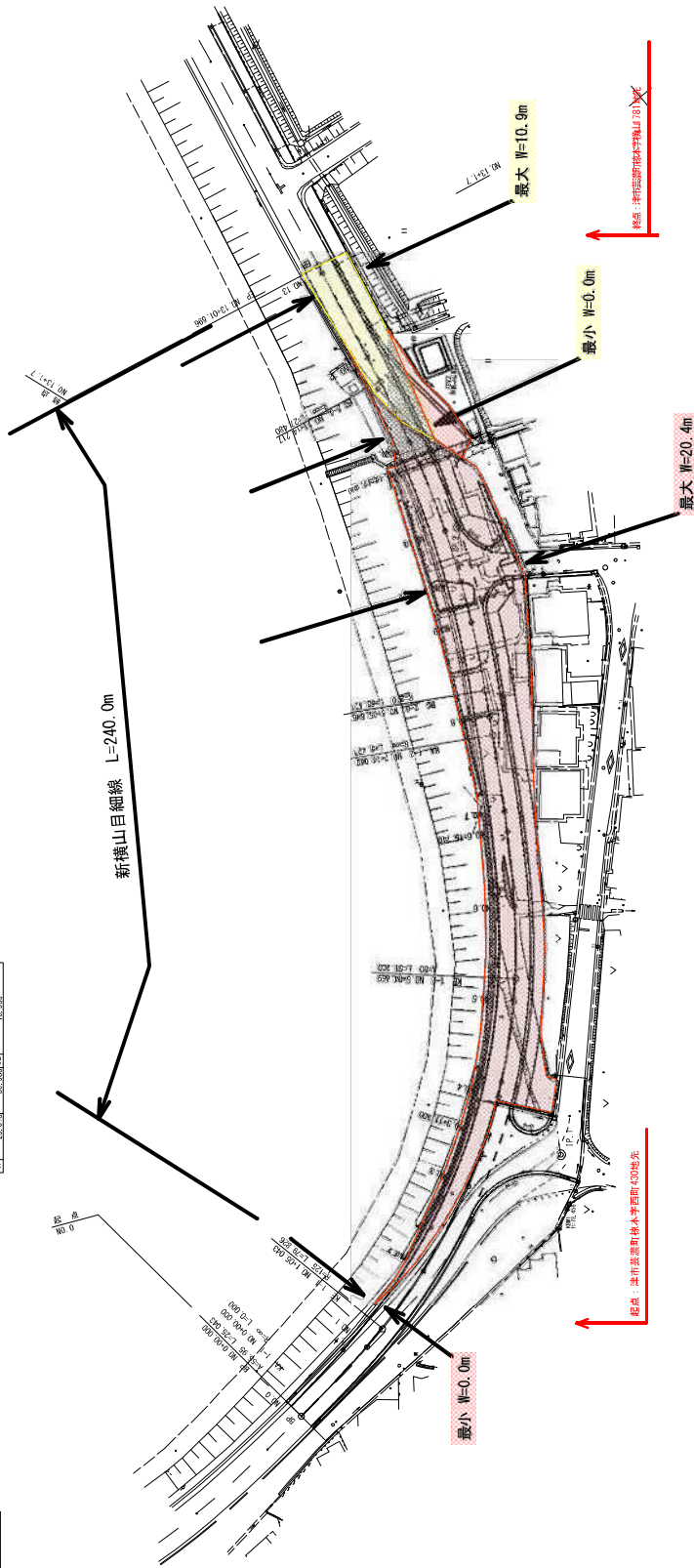
区画番号	X	Y	面積
1	411066.00	38572.72	3857.27
2	411066.00	38572.72	3857.27
3	411066.00	38572.72	3857.27
4	411066.00	38572.72	3857.27
5	411066.00	38572.72	3857.27
6	411066.00	38572.72	3857.27
7	411066.00	38572.72	3857.27
8	411066.00	38572.72	3857.27
9	411066.00	38572.72	3857.27
10	411066.00	38572.72	3857.27
11	411066.00	38572.72	3857.27
12	411066.00	38572.72	3857.27
13	411066.00	38572.72	3857.27
14	411066.00	38572.72	3857.27
15	411066.00	38572.72	3857.27
16	411066.00	38572.72	3857.27
17	411066.00	38572.72	3857.27
18	411066.00	38572.72	3857.27
19	411066.00	38572.72	3857.27
20	411066.00	38572.72	3857.27

×

×

×

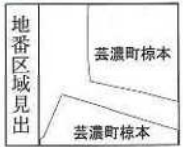
×



凡例

黄色	+	黄色	+	红色
: 区域変更前				
: 区域変更後				

整理番号	12
路線名	新横山目細線
(延長)	240.0m
(幅員)	0.0(0.0)m~20.4(10.9)m



請求部分	所在 津市芸濃町椋本字西町				地番	527番1		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項	

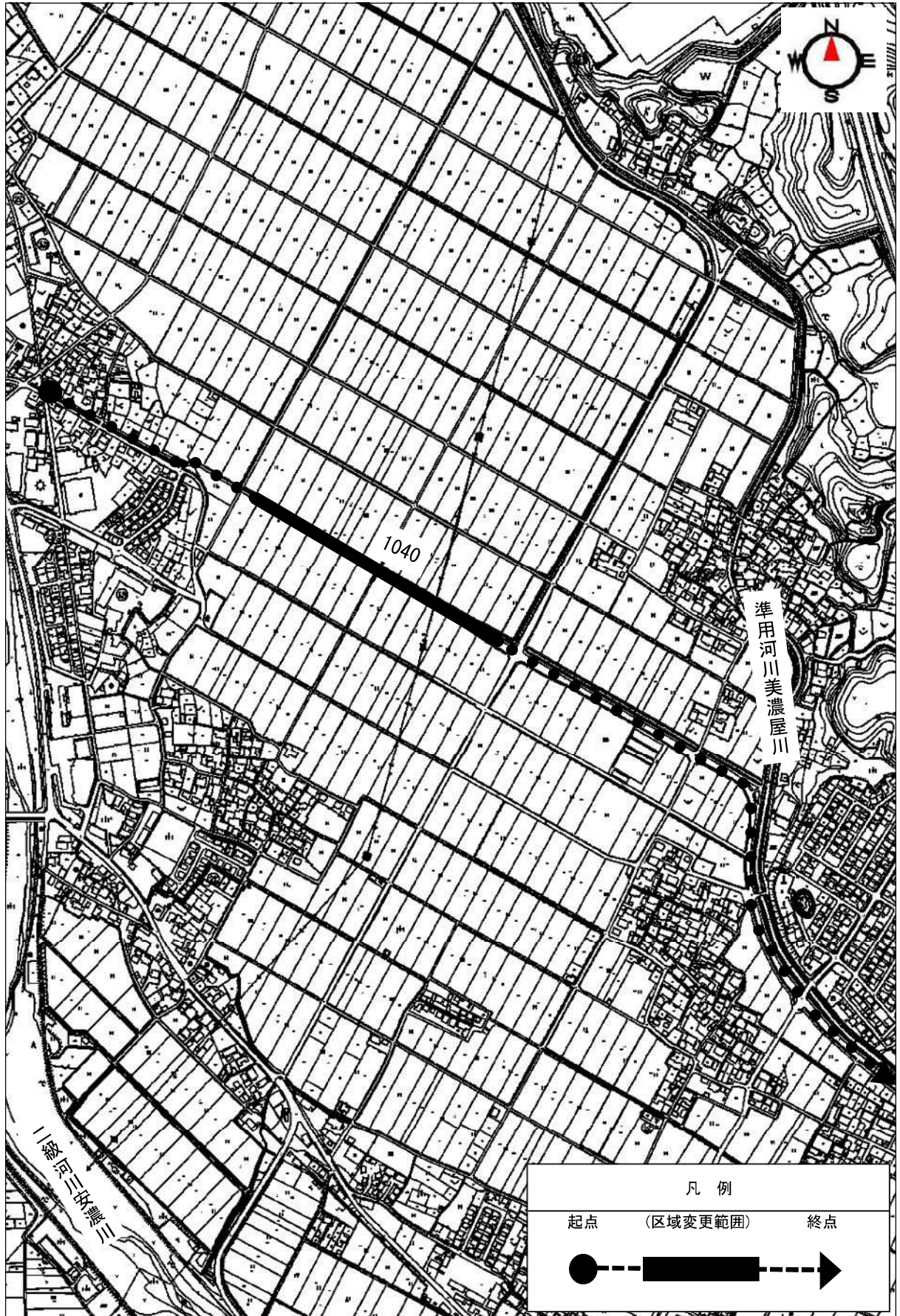


地番区域見出
本表に準ずる

請求 部分	所在	津市芸濃町棕本字西町				地番	529番3			
出力 縮尺	縮尺不明	精度 区分	座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図
作成 年月日				備付 年月日 (原図)				補 事項		



請求 部分	所在	津市芸濃町椋本字横山				地番	6781番			
出力 縮尺	1/500	精度 区分	甲三	座標系 番号又は 記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地改良所在図
作成 年月日	平成16年9月14日			備付 年月日 (原図)				補記 事項		



美濃屋川

1040

三波三波川

凡例

起点 (区域変更範囲) 終点

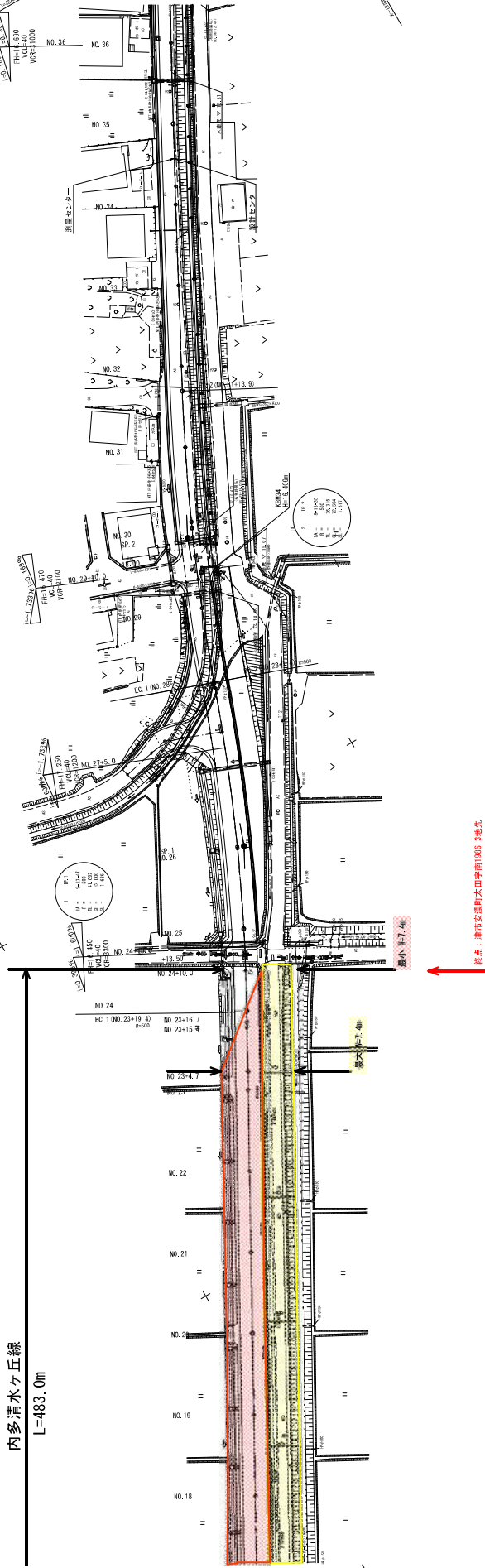


平面図 (2)

S=1:500

内多清水ヶ丘線

L=483.0m



整理番号	1040
路線名	内多清水ヶ丘線
(延長)	483.0m
(幅員)	7.4 (7.4) m ~ 22.5 (22.5) m

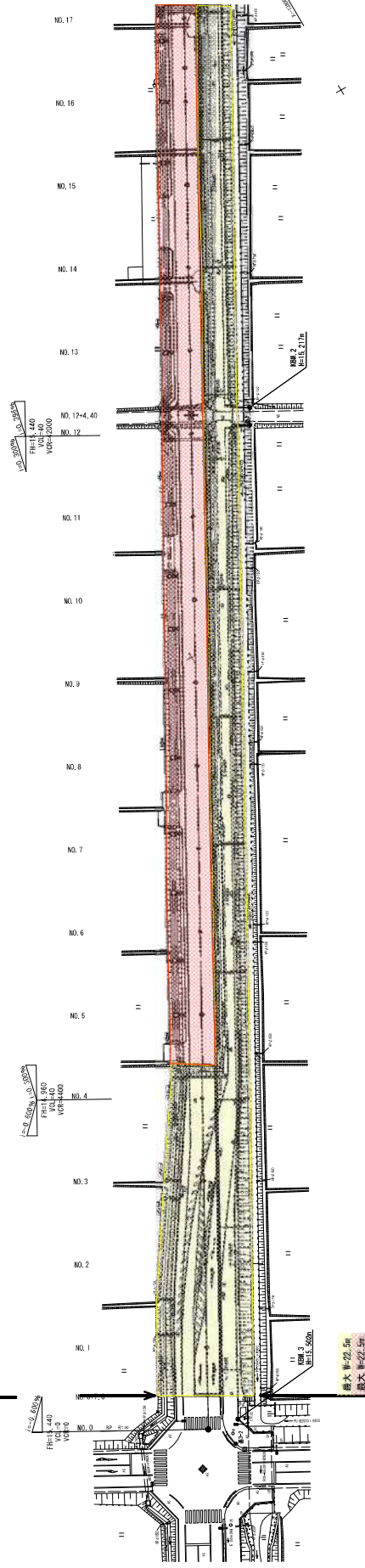
平面図 (1)

SET:500

1 2

内多清水ヶ丘線

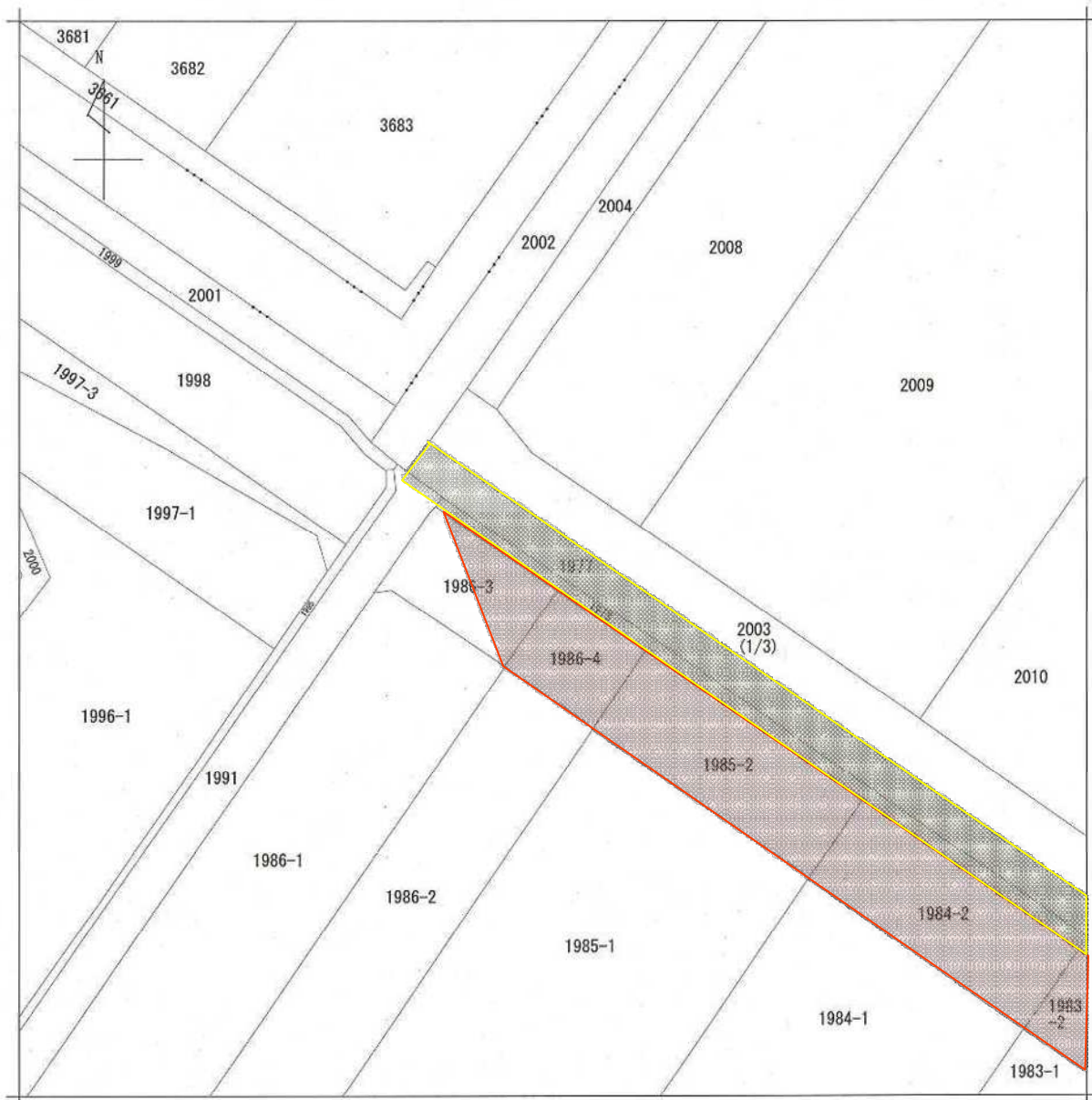
L=483.0m



凡例

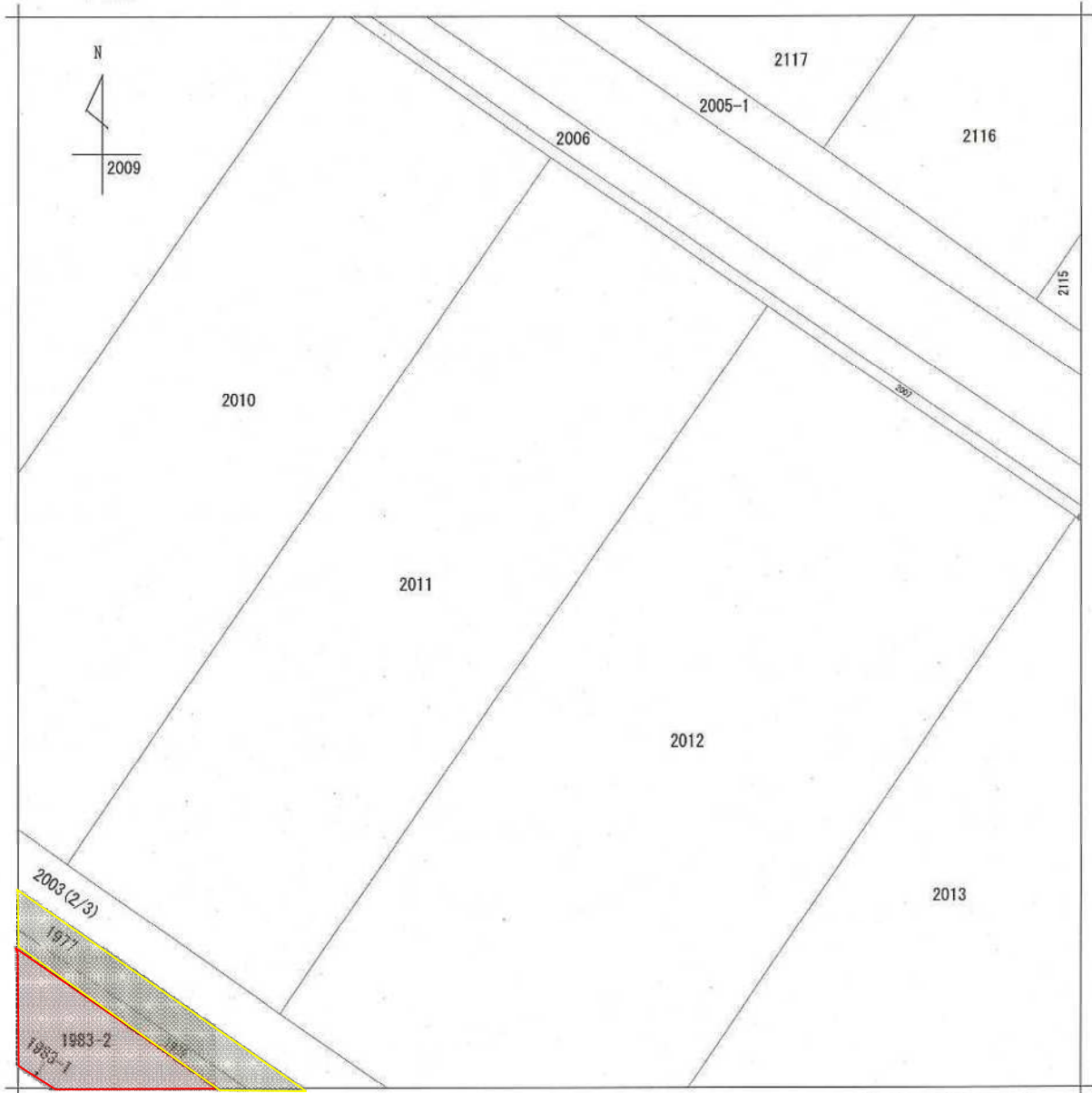
	：区域変更前
	：区域変更後

整理番号	1040
路線名	内多清水ヶ丘線
(延長)	483.0m
(幅員)	7.4 (7.4)m ~ 22.5 (22.5)m



請求部	所在	津市安濃町太田字南			地番	2003番		
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図
作成年月日	平成1年3月4日			備付年月日(原図)			補記事項	

4 2007

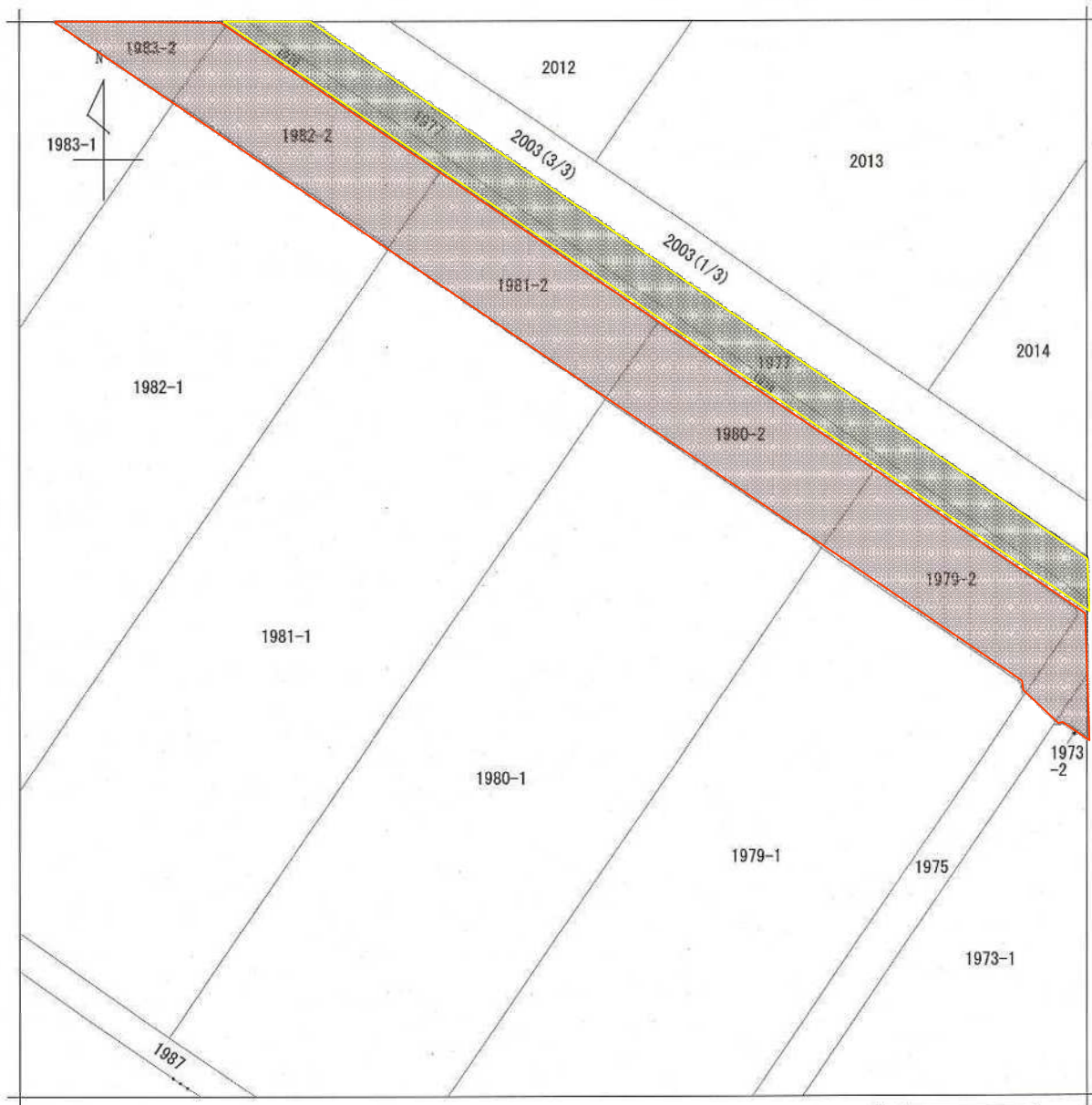


地番区域見出

A A 安濃町太田

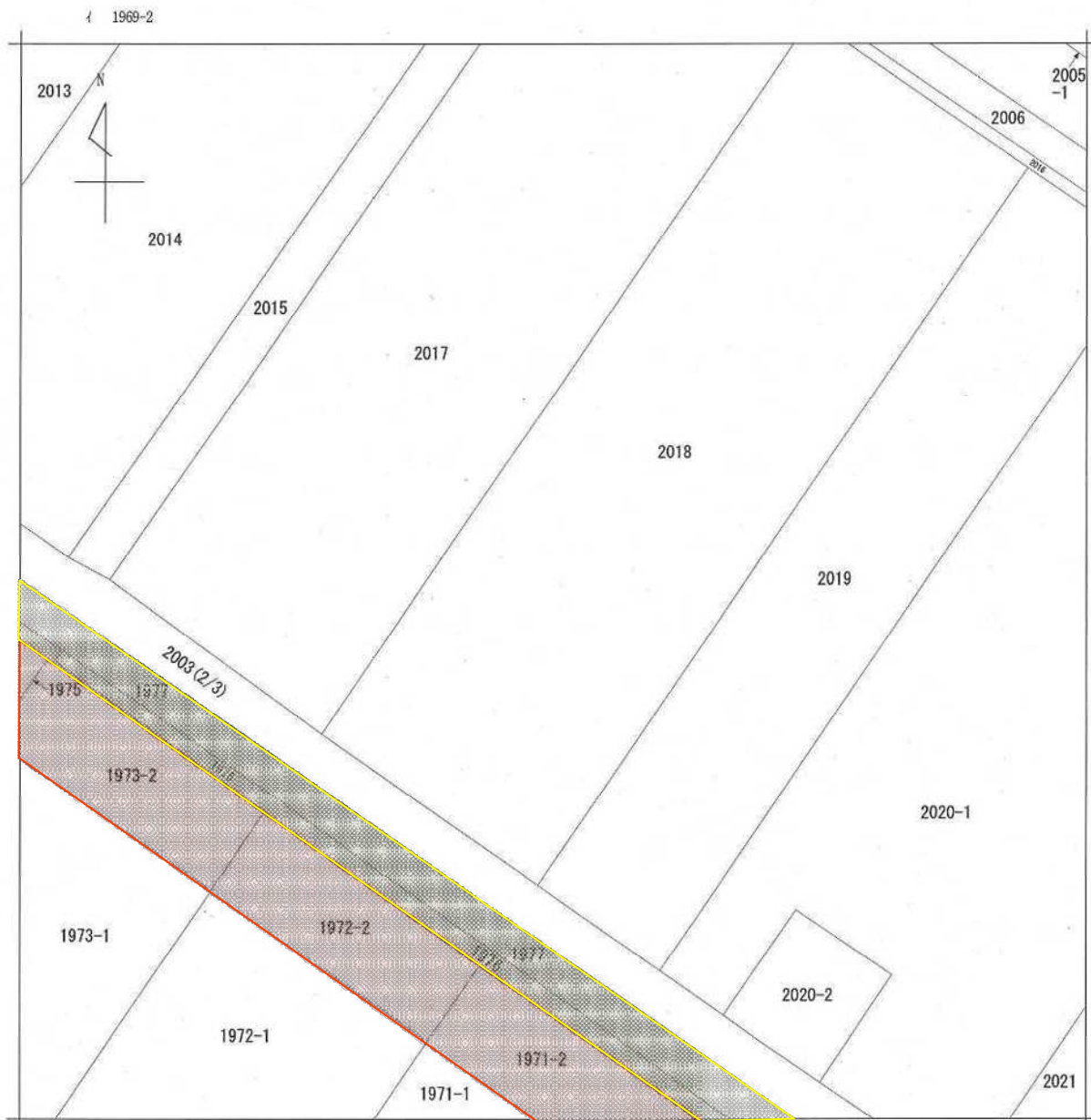
安濃町太田

請求部	所在	津市安濃町太田字南			地番	2003番		
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系 番号 は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図
作成年月日	平成1年3月4日			備付年月日 (原図)			補記事項	



地番区域見出
安濃町太田

請求部	所在	津市安濃町太田字南				地番	2003番			
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面			種類	土地改良所在図	
作成年月日	平成1年3月4日			備付年月日 (原図)				補事項		



地番区域見出
安濃町太田
A 安濃町太田

請求部	所在	津市安濃町太田字南			地番	2003番		
出縮	1/500	精度	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図
作成 年月日	平成1年3月4日			備付 年月日 (原図)			補記 事項	



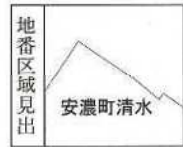
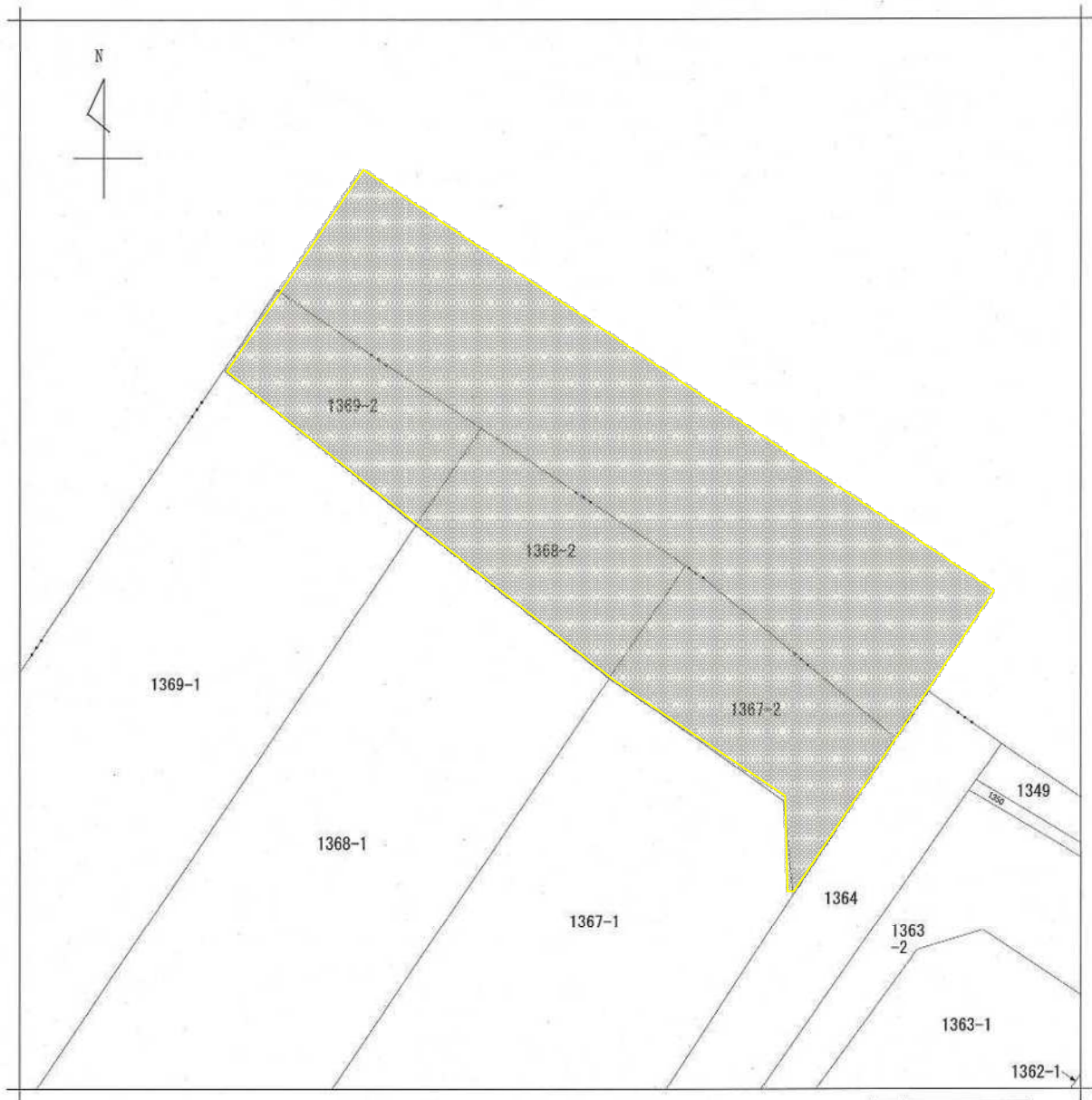
請求部分	所在	津市安濃町太田字南			地番	2003番		
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図
作成年月日	平成1年3月4日			備付年月日(原図)			補記事項	

請求番号：6-1
(5/11)

公用



請求部	所在	津市安濃町太田字南				地番	2003番			
出力尺	1/500	精度区	座標系又は 番号記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図		
作成年月日	平成1年3月4日			備付年月日 (原図)			補事項			



請求部分	所在	津市安濃町清水字北浦			地番	1368番2		
出力尺	1/500	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図
作成年月日	平成1年3月4日			備付年月日(原図)			補記事項	

津市告示第81号

令和8年度津市一般廃棄物処理実施計画を定めたので、津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（平成18年津市条例第144号）第10条第1項の規定に基づき別紙のとおり告示する。

令和8年4月1日

津市長 前 葉 泰 幸

令和8年度津市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例の規定に基づく、津市一般廃棄物処理実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

2 計画区域

津市全域

3 排出量の見込み

〔ごみ(t)、し尿・浄化槽汚泥(kl)〕

	家庭系ごみ			事業系ごみ	ごみ計	し尿	浄化槽汚泥
	可燃	不燃	資源	可燃			
令和8年度計画	40,454	2,985	21,498	25,863	90,800	10,000	92,000
令和6年度実績	52,484	2,303	13,248	24,871	92,906	10,326	92,012

4 各主体の役割

(1) 市民の役割

市民は、ごみの排出者であることを自覚し、自らの行動とごみの減量化・資源化、環境問題に関心を持ちます。

また、不要なものは買わない、ものを大切に長く使うなど、ごみの発生抑制に努めるとともに、自主的に3R行動を実践するなど、環境に優しいライフスタイルへの転換を図り、互いに連携しながら、ごみの減量・リサイクル・まちの美化に係る活動等を行います。

(2) 事業者の役割

事業者は、生産・流通・販売・排出の事業活動における全ての過程において、ごみの発生抑制や減量化、廃棄物系バイオマスとしての利用も含めた処理に努めるなど、環境に配慮した取組を実践します。

環境負荷の少ないサービスの提供に取り組むとともに、市民が3R行動を実践するために選択できる体制を整備し、情報の発信に努めます。

また、ごみの処理にあたっては、積極的に資源化に取り組むとともに、やむを得ず発生するごみは自己の責任において、適正に処理を行います。

(3) 市の役割

市は、ごみゼロ社会に向け、市民・事業者のごみの減量化・資源化、環境問題への関心を高め、具体的な行動を推進するために、情報提供や環境学習、普及啓発、行動等により3Rを推進します。

また、分別の周知徹底と収集方法の改善等に取り組むなど、ごみの発生・排出抑制、資源の循環的利用の仕組みづくりを行います。

さらに、ごみの適正処理を行うことはもちろん、環境負荷の低減に配慮し、経費とのバランスを考慮した最適な処理システムを目指します。

(4) 市民・事業者・市の協働取組

生産から流通、消費に至る過程において、市民・事業者・市がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、環境へ配慮しながら、相互に理解を深め協力して資源循環に取り組みます。

5 分別の区分と処理方法

分別区分	処理方法	処理施設等		
		一次処理	二次処理	
新聞	リサイクル	売却		
雑誌・雑紙				
ダンボール				
飲料用紙パック				
衣類・布類				
ペットボトル	選別・ 圧縮・梱包	津市リサイクルセンター	民間事業者 による資源 化	
容器包装 プラスチック				
その他 プラスチック	リサイクル	民間事業者による資源化		
金属	破碎・選別	津市リサイクルセンター	売却	
びん	選別		指定法人へ 引渡	
スプレー缶・卓上 カセットボンベ 等、使い捨てライ ター、蛍光管、乾 電池、水銀式体温 計	選別	津市リサイクルセンター	処理委託又 は一部再資 源化等	
燃やせないごみ	不燃系ごみ	破碎・選別	津市リサイクルセンター	最終処分場
燃やせるごみ	可燃系ごみ	焼却	津市西部クリーンセンター 津市クリーンセンターおお たか	民間事業者 による資源 化

6 排出方法と収集回数

ごみの分別区分		ごみの出し方	収集回数	収集運搬主体	
新聞	資源系ごみ	品目別に束ねて、ひもで十文字に縛る	月1回	市・委託業者	
雑誌・雑紙			月1回	市・委託業者	
ダンボール			月1回	市・委託業者	
飲料用紙パック			月1回	市・委託業者	
衣類・布類		透明または半透明の袋	月1回	市・委託業者	
ペットボトル			月2回	市・委託業者	
容器包装プラスチック			週1回	市・委託業者	
その他プラスチック		透明または半透明の袋 (袋に入らない場合はそのまま)	月1回	市・委託業者	
金属			月2回	市・委託業者	
びん		透明または半透明の袋	月1回	市・委託業者	
スプレー缶・卓上カセットボンベ等、使い捨てライター、蛍光管、乾電池、水銀式体温計			透明または半透明の袋	3ヶ月1回	市・委託業者
燃やせないごみ		不燃系ごみ	透明または半透明の袋 (袋に入らない場合はそのまま)	月2回	市・委託業者
燃やせるごみ	可燃系ごみ	透明または半透明の袋	週2回	市・委託業者	

※事業系一般廃棄物については、家庭系ごみに準じて分別し、事業者自らまたは許可業者により収集運搬を行う。

※死亡獣等は、死亡場所の管理者等が死亡獣等焼却処理場へ収集運搬し、市が焼却処理する。

7 エコ・ステーション

資源のリサイクルを図るため「エコ・ステーション」を設置する。

施設名	搬入可能日時	搬入可能品目
明神リサイクルストックヤード	水曜日、土曜日、日曜日 (12/29～1/3 を除く) 午前8時30分～ 午後4時30分	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、びん、ペットボトル、小型電子機器、容器包装プラスチック、その他プラスチック、パソコン、金属(50cm角以内のもの・自転車)、石・砂・土、危険ごみ
津市西部クリーンセンター	月曜日～金曜日 (12/31～1/3 を除く) 午前8時30分～正午、 午後1時～午後4時30分	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン、羽毛布団(ダウン率50%以上のもの)
河芸エコ・ステーション	火・木・土・日曜日 12/29、12/30 (12/31～1/3 を除く) 午前8時30分～ 午後4時30分 (12/30 は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン、石・砂・土、危険ごみ
香良洲エコ・ステーション	月・火・木～日曜日 12/29、12/30 (12/31～1/3 を除く) 午前7時30分～正午、 午後1時30分～ 午後4時45分 (12/30 は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン、石・砂・土、危険ごみ
芸濃エコ・ステーション	水・日曜日 12/29、12/30 (12/31～1/3 を除く) 午前9時～午後4時30分 (12/30 は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン 金属(50cm角以内のもの・自転車)、石・砂・土、危険ごみ

一志とことめエコ・ステーション	土・日曜日、12/29、12/30 (12/31～1/3を除く) 午前9時～午後4時30分 (12/30は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン 金属(50cm角以内のもの・自転車)、石・砂・土、危険ごみ
-----------------	---	--

8 処理施設の状況

可燃系ごみ処理施設

施設名	処理方式等	処理能力
津市西部クリーンセンター	全連続熱焼式	240 t / 24時間
津市クリーンセンターおおたか	全連続熱焼式	195 t / 24時間

不燃系・資源系ごみ処理施設

施設名	処理方式等	処理能力
津市リサイクルセンター	金属ごみ、燃やせないごみの破碎、選別	42 t / 日
	びんの選別、回収	9 t / 日
	ペットボトルの選別、回収	5 t / 日
	容器包装プラスチックの選別、回収	25 t / 日
	密閉回転ハンマー式(廃蛍光管)	2 t / 日
	強制拡散廃棄方式(廃スプレー缶)	1 t / 日
	可燃性粗大ごみの切断	5 t / 日
津市一般廃棄物最終処分場	無放流	38 m ³ / 日

し尿処理施設

施設名	処理方式等	処理能力
津市安芸・津衛生センター	膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理	188k l/日
津市クリーンセンターくもず	膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理	140k l/日

※し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、区域指定された許可業者により行う。

津市告示第 8 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年安濃町告示第 3 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

村主区自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 3 月 2 2 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日からから就任することになったため。

津市告示第 83 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 14 年芸濃町告示第 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

萩野区自治会

2 変更に係る事項

規約に定める目的

変更前	第 1 条の五 公民館・運福寺・墓地・グラウンド等の維持管理 第 1 条の六 子供会・萩野消防団・スポーツクラブ等の育成と助成
変更後	第 1 条の五 集会場・運福寺・墓地・グラウンド等の維持管理 第 1 条の六 萩野消防団・気楽サロン・スポーツクラブ等の育成と助成

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の規約の変更が、令和 8 年 3 月 22 日の定期総会において承認され、令和 8 年 3 月 31 日に津市長が同変更を認可したため。

津市告示第 8 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

病院名	名称	住所又は事務所の所在地
アニー動物病院	有限会社アニー 代表取締役 森岡 正樹	津市桜橋三丁目 4 2 7 番地
イズマ動物病院	出馬 昇	津市渋見町 5 5 4 番地 3 8
おかはな動物病院	株式会社おかはな動物病院 代表取締役 松井 琢磨	松阪市西肥留町 5 9 番地 7
かねこ動物病院	金児 伸哉	津市久居新町 2 1 1 5 番地 6
河村ペットクリニック	河村 泰秀	津市栗真町屋町 8 0 9 番地 2
北出動物病院	北出 明人	津市一志町田尻 2 番地
こうべ獣医科	山越 健司	津市河辺町 2 1 0 番地
さとう動物病院	佐藤 宏樹	津市三重町津興 4 3 3 番地 6 0
白井犬猫病院	白井 茂雄	津市久居新町 7 6 8 番地 6
白塚口動物病院	西村 和也	津市栗真中山町 2 6 0 番地 7
すぎもと動物病院	株式会社 D A I L 代表取締役 杉本 貫	津市久居明神町 5 9 9 番地 4
すずか犬猫医療センター	株式会社 E A V E C 代表取締役 堤 隆一	鈴鹿市稲生三丁目 4 番 1 号
スピカ動物病院	株式会社スピカ A . H . 代表取締役 住吉 宏文	津市垂水 2 7 8 6 番地 7

高橋獣医科医院	高橋 研	津市久居野村町494番地17
千里ヶ丘動物病院	岡田 謙吾	津市河芸町東千里56番地2
津北動物病院	細野 陽介	津市一身田上津部田2097番地1
とよさと動物病院	株式会社HEARVE T 代表取締役 橋爪 俊裕	津市豊が丘三丁目25番7号
野口動物病院	野口 猛	松阪市松崎浦町98番地1
はぎの動物病院	有限会社HAGINO VETERINARY 代表取締役 萩野 俊之	津市久居射場町123番地
ひさい動物クリニック	東郷 修一	津市久居中町50番地1
南ヶ丘動物病院	奥田 昌広	津市垂水887番地7
みやペットクリニック	有限会社YONK 代 表取締役 宮本 佳典	津市半田120番地4
棕本動物病院	柴田 勝弘	津市芸濃町棕本2662番地1
ルナ動物病院	株式会社ルナ 代表取 締役 赤塚 宗久	津市押加部町11番3号

- 2 委託した公金事務に係る歳入等
狂犬病予防注射済票の交付手数料
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日
令和6年3月29日
- 4 委託した日
令和8年4月1日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

津市告示第 85 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 16 年津市告示第 104 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

安東町鹿毛自治会

2 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地の変更

3 変更年月日

令和 8 年 3 月 8 日

4 変更の理由

地縁による団体の代表者及び主たる事務所の所在地の変更が、令和 8 年 3 月 8 日の定期総会において承認されたため。

津市告示第 86 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、手数料の徴収又は収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

株式会社カーステージ三重

(2) 住所又は事務所の所在地

津市雲出本郷町 2086 番地 2

2 委託した公金事務に係る歳入等

放置自転車等撤去保管料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和 7 年 4 月 21 日

4 委託した日

令和 7 年 4 月 28 日

5 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで

津市告示第 87 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）第 12 条第 2 項、第 13 条第 2 項及び第 14 条の規定に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第 16 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
河芸町浜田地内	1	令和 7 年 4 月 14 日
河芸町上野地内	7	令和 7 年 8 月 1 日
河芸町杜の街二丁目地内	1	令和 7 年 8 月 7 日
河芸町上野地内	1	令和 7 年 8 月 18 日
河芸町浜田地内	1	令和 7 年 8 月 20 日
河芸町杜の街五丁目地内	1	令和 7 年 11 月 25 日
河芸町久知野地内	1	令和 7 年 2 月 20 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	3	令和 8 年 3 月 2 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 8 年 3 月 2 日
久居新町地内	1	令和 8 年 3 月 2 日
木造町地内	1	令和 8 年 3 月 2 日
一身田平野地内	1	令和 8 年 3 月 3 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	2	令和 8 年 3 月 9 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 8 年 3 月 10 日
久居新町地内	1	令和 8 年 3 月 11 日
ポルタひさい公共自転車等駐車場	9	令和 8 年 3 月 12 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和 8 年 3 月 13 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 8 年 3 月 13 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 8 年 3 月 18 日
豊津上野駅前公共自転車等駐車場	4	令和 8 年 3 月 18 日
白塚駅公共自転車等駐車場	7	令和 8 年 3 月 18 日

久居烏木町地内	1	令和8年3月23日
河芸町中瀬地内	1	令和8年3月24日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和8年3月25日
久居新町地内	1	令和8年3月27日
新町一丁目地内	1	令和8年3月30日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和8年3月30日
津駅東口自転車等放置禁止区域	3	令和8年3月30日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第 88 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 17 年安濃町告示第 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

栗加区自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 2 月 8 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日からから就任することになったため。

津市告示第 89 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 11 年美杉村告示第 99 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

中津自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 3 月 28 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年美杉村告示第97号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月9日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

戸木自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和8年3月8日の定期総会において改選されたため。

津市告示第91号

モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第3条第2号に係る事務を私人に委託したので、モーターボート競走法施行規則（昭和26年運輸省令第59号）第2条第3項及びモーターボート競走法第3条に基づく私人委託実施規則（平成20年津市規則第37号）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月9日

津市長 前 葉 泰 幸

1 委託事務

ボートレースチケットショップ養老における場外及び場間場外発売・払戻事務

2 受託者

津市高茶屋小森上野町1327番地
日本トーター株式会社津事業所

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

津市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年津市告示第261号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月9日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

江戸橋一丁目北自治会

2 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地の変更

3 変更年月日

令和8年4月1日

4 変更の理由

地縁による団体の代表者及び主たる事務所の所在地の変更が、令和8年3月28日の定期総会において承認されたため。

津市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年津市告示第295号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月9日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

産品自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和8年3月29日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第94号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業の廃止に係る届出がされたので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和8年4月13日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
一般社団法人 津共和福社会
- 2 事業所の名称
居宅介護支援事業所 渋見苑
- 3 事業所の所在地
津市渋見町4番地1
- 4 廃止年月日
令和8年4月30日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

津市告示第95号

下記の者の督促状は、住所及び居所が明らかでなく送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年4月13日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇 〇〇	令和4年度市民税・県民税督促状第2期、第3期及び第4期、令和5年度市民税・県民税督促状第3期及び第4期、令和6年度市民税・県民税・森林環境税督促状第2期、第3期及び第4期並びに令和7年度市民税・県民税・森林環境税督促状第2期、第3期及び第4期

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第96号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、駐車料金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条が準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月13日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

津駅前都市開発株式会社

(2) 住所又は事務所の所在地

津市羽所町700番地

2 委託した公金事務に係る歳入等

市営駐車場回数駐車券、アスト駐車場の定期駐車券販売による駐車料金

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和8年4月1日

4 委託日

令和8年4月1日

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

津市告示第97号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第36条の規定に基づき、同法第27条第1項の確認の辞退があったので、同法第41条第2号の規定により告示する。

令和8年4月15日

津市長 前 葉 泰 幸

私立保育所

設置者名称	施設名称	施設所在地	確認辞退年月日
社会福祉法人自由学苑福祉会	久居保育園	津市久居西鷹跡町365番地1	令和8年3月31日
社会福祉法人洗心福祉会	つまちなか保育園	津市大門7番15号 津センターパレス4階	令和8年3月31日

津市告示第98号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条の規定に基づき、同法第29条第1項の地域型保育給付費の支給に係る施設として確認したので、同法第53条第1号の規定により告示する。

令和8年4月15日

津市長 前 葉 泰 幸

私立地域型保育事業（事業所内保育事業）

設置者名称	施設名称	施設所在地	確認年月日
独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター	独立行政法人国立病院機構三重中央医療センターひまわり保育所	津市久居明神町2158番地5	令和8年4月1日

津市告示第99号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2第2項の規定に基づき、同法第30条の20第1項の乳児等支援給付費の支給に係る施設として確認したので、同法第54条の3により準用する同法53条第1号の規定により告示する。

令和8年4月15日

津市長 前 葉 泰 幸

(一般型)

設置者名称	施設名称	施設所在地	確認年月日
津市	津市立香良洲浜っ子 幼稚園	津市香良洲町5 722番地	令和8年4 月1日

(余裕活用型)

設置者名称	施設名称	施設所在地	確認年月日
社会福祉法人白 蓮福祉会	白塚愛児園	津市白塚町53 34番地	令和8年4 月1日
社会福祉法人鈴 の木会	片田保育園	津市片田志袋町 384番地	令和8年4 月1日
社会福祉法人三 重清暉会	志登茂保育園	津市一身田平野 361番地1	令和8年4 月1日

津市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和元年津市告示第58号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月15日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

上津台自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和8年4月4日の定期総会において改選されたため。